

令和5年第6回南関町議会定例会（第1号）

令和5年12月5日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について（3番 矢野議員・4番 西田議員）
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 陳情の委員会付託について
- 日程第5 議案第58号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和5年度南関町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第6 議案第59号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和5年度南関町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第7 議案第60号 南関町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について
- 日程第8 議案第61号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第9 議案第62号 南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第63号 南関町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第11 議案第64号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第65号 南関町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第13 議案第66号 南関町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第67号 南関町浄化槽整備推進事業特別会計条例を廃止する条例の制定に
ついて
- 日程第15 議案第68号 南関町簡易水道事業特別会計に関する条例を廃止する条例の制定
について
- 日程第16 議案第69号 令和5年度南関町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第17 議案第70号 令和5年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に
ついて
- 日程第18 議案第71号 令和5年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて
- 日程第19 議案第72号 令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて

日程第 20 議案第 73 号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 22 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 23 委員会提出議案第 4 号 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 24 一般質問

- | | |
|------------|------------|
| ① 3 番 矢野議員 | ② 8 番 井下議員 |
| ③ 1 番 福山議員 | ④ 2 番 伊藤議員 |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

| | |
|------------------|----------------|
| 1 番 福 山 美 佳 君 | 2 番 伊 藤 博 長 君 |
| 3 番 矢 野 修 一 君 | 4 番 西 田 恵 介 君 |
| 5 番 北 原 浩 一 郎 君 | 6 番 中 村 正 雄 君 |
| 7 番 杉 村 博 明 君 | 8 番 井 下 忠 俊 君 |
| 9 番 境 田 敏 高 君 | 10 番 山 口 純 子 君 |
| 11 番 立 山 比 呂 志 君 | 12 番 立 山 秀 喜 君 |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名 (11名)

| | |
|-------------------------|---------------------|
| 町 長 佐 藤 安 彦 君 | 教 育 長 谷 口 慶 志 郎 君 |
| 総 務 課 長 坂 田 浩 之 君 | 税 務 住 民 課 長 武 田 博 君 |
| ま ち づ くり 課 長 竹 崎 俊 一 君 | 福 祉 課 長 田 代 由 紀 君 |
| 健 康 推 進 課 長 寺 本 由 紀 子 君 | 経 済 課 長 田 口 明 君 |
| 建 設 課 長 嶋 永 健 一 君 | 教 育 課 長 城 野 和 則 君 |
| 会 計 管 理 者 田 中 龍 城 君 | |

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名 (2名)

| | |
|-----------------------|---------------|
| 議 会 事 務 局 長 福 山 光 明 君 | 書 記 山 下 飛 鳥 君 |
|-----------------------|---------------|

開会 午前 10 時 00 分

- 議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。
ただいまから令和 5 年第 6 回南関町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
議事日程等はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

- 議長（立山秀喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 1 2 6 条の規定によって、3 番議員、4 番議員を指名します。

日程第 2 会期決定について

- 議長（立山秀喜君） 日程第 2、会期決定についてを議題にします。
お諮りします。本定例会の会期については、本日から 1 2 月 8 日までの 5 日間にしたしたいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から 1 2 月 8 日までの 5 日間とすることに決定しました。

日程第 3 諸般の報告について

- 議長（立山秀喜君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
報告の第 1 点は、「例月出納検査報告及び令和 5 年度第 1 回、定期監査の報告について」です。
本件については、南関町監査委員に関する条例第 1 4 条の規定により、監査委員、良田和彦君、立山比呂志君より、令和 5 年度 8 月分、9 月分、1 0 月分の出納検査結果及び令和 5 年度財政援助団体等の監査結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。
報告の第 2 点は、「委員会報告について」です。
総務産業常任委員会委員長より委員会の研修報告が提出されていますので、報告を求めます。総務産業常任委員会委員長、杉村博明君。

- 7 番議員（杉村博明君） おはようございます。総務産業常任委員会の研修、報告をいたします。

令和 5 年 1 2 月 1 日、南関町議会議長、立山秀喜様。

南関町議会総務産業常任委員会委員長、杉村博明。

1、研修期間、令和 5 年 1 1 月 2 1 日～1 1 月 2 2 日

2、場所、福岡県広川町、佐賀県基山町、福岡市

3、参加者、杉村博明、西田恵介、境田敏高、立山比呂志、矢野修一、伊藤博長、田口明経済課課長、田中満課長補佐

1、研修の目的と内容、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加により、荒廃地が増加する中で、農業を如何に発展させ維持させていくか喫緊の課題と捉え研修を行った。

2、研修先 1日目

1) 福岡県八女郡広川町（株式会社オーレックホールディングス）

まず最初に当会社の人事部藤吉絵里氏より会社概要について説明があり、その後、生産過程のライン製造の見学を行い、質疑応答を行った。当社は昭和32年7月創立され、現在は全国に9営業所等があり、広川町の本社工場だけでも150名程の社員数で殆どが20代の若い従業員で生産され、農業に関する草刈機等の機械を製造出荷されていた。

2) 佐賀県三養基郡基山町（NPO法人かいろう基山）

かいろう基山の代表理事松原幸孝氏より説明があり、当会員数60名で毎日10名弱が活動されている。かいろう基山とは、かいろう＝快老＋快労＋快朗で地域の役に立ちながら気持ちよく年を取りたいという意味で、高齢者自らが積極的に健康を維持し、老いを楽しみながら地域社会に貢献できる事業を行って、地域の発展・活性化に貢献することを目的に活動されている。

活動の理念としては、「癒しの里山づくり～何度でも訪れたい緑と清流の森づくり」を目標として活動し、地域社会に貢献することを掲げられている。

主な活動は、環境の保全、子どもの健全育成、経済活動の活性化、まちづくり推進の4つです。特に森林を侵食する孟宗竹を伐採処理して里山の保全を図るため、森林整備活動、竹の資源化、市民力の養成の3つの事業を実施されている。殆どが、シニアボランティアで平均年齢は70歳以上で活動されていた。

3) 福岡市城南区七隈（福岡大学工学部）

竹イノベーション研究会、福岡大学工学部社会デザイン工学科教授で竹イノベーション研究会代表佐藤研一氏より、竹に関する利活用について、様々な活用方法をモニターを使い説明を受けた。特に竹をチップ粉碎した舗装材等は興味があり、駐車場、公園整備、道路舗装等に活用が期待されすでに活用されている事例も紹介された。厄介な竹の使い方が研究されて、日用素材として有効な竹利用が促進されるよう調査研究が行われていた。

3、研修先 2日目

1) 福岡市中央区天神（国土情報開発株式会社）

国土情報開発株式会社専務取締役蔦木良巳氏より挨拶があり、課長代理、蓑田涼二氏より会社概要の説明を受けた。当社は南関町の土地情報の地籍全般を請負い管理を行っている。近年はデジタル化が進み一括管理と情報の提供が南関町とやり取りがスムーズにでき、素早い対応が出来るようになった。

また、オープンデータとは国、地方自治体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用出来るようになった。

2) 福岡県糸島市（JA糸島産直市場伊都菜彩）

伊都菜彩では産地の魚、野菜、花等の販売が行われており、賑わっていた。

魚介類は午後からの視察であったため、数は少々少な目であったが来客は多く品薄状態で残念であった。また、野菜類は新鮮な野菜がならび多くの生産者の名前が入った値段のラベルが貼られて、買い物客が買っていた。花卉類は胡蝶蘭の数が多く、販売展示され鮮やかに店舗を飾られていた。

以上、総務産業常任委員会視察研修の報告を終わります。

○議長（立山秀喜君） 報告の第3点は、「委員会報告について」です。

広報常任委員会副委員長より委員会の研修報告が提出されています。

当日、委員長が体調不良のため、副委員長より報告を求めます。

広報常任委員会副委員長、矢野修一君。

○3番議員（矢野修一君） 令和5年11月30日。南関町議会議長、立山秀喜様。

広報常任委員会、副委員長、矢野修一。

令和5年度町村議会広報研修会報告。

日時 令和5年11月10日、金曜日、午前9時30分から午後0時30分

場所 熊本県市町村自治会館、本館2階講堂

参加者 矢野修一、福山美佳、山下飛鳥主査

研修 議会広報クリニック。演題「少しは化けましたか。創意、熱意の取り組みに学ぶ」

講師 議会広報ファシリテーター、熊本大学客員教授、越地真一郎氏

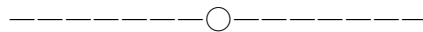
町村議会広報研修会が令和5年11月10日に、熊本県市町村自治会館にて開催された。

この研修会は、広報活動の向上と地域への情報発信の充実を図ることを目的としている。

今回の研修会内容については、各町村議会ごとにグループ分けがされており、当南関町は、第3グループ長洲町・西原村・氷川町と同グループであった。事前に他の議会だよりを読んで感想・意見等を提出しておき、当日、提出書に基づき討論型クリニック方式での研修であった。

まとめとして、町村議会広報研修会は、有意義な情報交流と学びの場となった。参加者全員が共有した知識とアイデアは、広報活動において大いに活かされるであろう。今後とも、地域社会との連携を深め、より良い情報発信ができるよう努力していく。

これで研修会報告を終わります。



日程第4 陳情の委員会付託について

○議長（立山秀喜君） 日程第4、「陳情の委員会付託について」です。

閉会中に受理した陳情は、お手元に配付しています。陳情書の写しのとおり、1件を所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

ここで町長からの挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

令和5年第6回南関町議会定例会の開会において、専決処分報告及び承認を求めることについて、南関町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、令和5年度補正予算について、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求め

ることについて、その他諸議案のご審議をお願いするに当たり、一言ご挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、今年も残り1か月を切りましたが、今年は、梅雨時期の集中豪雨による災害が少なく、心配した台風も九州に上陸する中でも、大きな被害が出なかったことは幸いであり、町の特産物である南関米や栗、野菜等も無事に収穫されたことと思います。しかし、毎年、九州各県をはじめ全国で、大きな災害が発生しておりますので、今一度、全国で発生している災害がよそ事ではないことを肝に銘じながら防災管理体制を確実なものにしていかなければならないと考えております。

また本年は、10月に4年ぶりとなる各校区での町政懇談会を開催し、町全体や各校区でも、人口減少や定住対策等の問題点などの質問・要望も出していただきましたので、今後の町政に役立たせていきたいと考えております。

発生から4年近くなります新型コロナウイルス感染症につきましては、秋からは減少傾向になり落ち着いてきておりますが、例年よりも早く流行期を迎えた季節性インフルエンザとの同時流行への対策、そして、九州内でも既に2件発生している高病原性鳥インフルエンザへの対策も必要であると思われまます。

さて、町では、住民の皆様が企画されたいイベントや催しなどを応援する提案型助成事業やマルシェ事業を実施しておりますが、秋からはたくさんの事業が実施されており、町内外からも多くの皆様にご来場いただき、それぞれの地域においても元気あふれる南関町になってきているのではないかと考えております。今後も、ふるさと関所まつりや陶器・梅まつりと併せて、町内外問わず、多くの方に南関町のすばらしさを知っていただく機会になればと楽しみにしているところであります。

町の企業立地の動きとしては、南関東部工業団地に立地いただいている(株)荏原製作所・熊本事業所が、蒲島熊本県知事の立会いの下に第3期目となる工場増設の協定を9月19日に締結し、20日には起工式が執り行われました。今回の増設では、総工費約120億円、数百人規模の新規採用など、南関町の産業の振興にも大きく役立つような内容となっております。また、9月には畜産飼料の輸入卸売販売を中心とされる(株)カスケディア・トレーディングの新工場建設の安全祈願祭が執り行われ、11月20日には富士ダイス(株)熊本製造所の新社屋となる冶金棟の竣工披露会が行われました。更に、下坂下地域には、民間の活力で10haの新しい工業団地整備も進んでおりますので、引き続き、企業の立地・増設、雇用の場の確保に努めて参りたいと考えております。このように企業の立地等が続いており、令和4年度の町税収入額が13億4千万円と南関町では初めて13億円の大台を突破し、過去最高額を更新しました。これまでにご尽力いただいた先輩方に改めて感謝を申し上げますとともに、更なる増収を目指して参ります。

南関版コンパクトシティ構想の中で、役場新庁舎と併せて大きな役割を果たすことになる「南の関うから館」につきましては、「うから館活用基本計画」を策定して、誰もが気軽に参加できる、まちに「ひらかれた」あそびの場として、①(広場)としての、いつものみんなのあそび場、②(集会交流機能)としての、みせる・つくるあそび場、③(図書館機能)としての、ふかめる・まなぶあそび場、④(飲食機能)としての、であうあそび場を整備する計画で、

今年度に改修実施設計を行っております。また、令和6年度に改修工事を行い、令和7年度には供用開始ができるように進めていきたいと考えておりますので、進捗状況等は、皆様方にもお知らせしていきたいと思っております。

以上、現在の状況等も含めて、お話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、専決処分の報告及び承認を求めることについてが2件、南関町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてが1件、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのほか条例の一部を改正する条例の制定についてが5件、南関町浄化槽整備推進事業特別会計条例の廃止についてのほか条例の廃止についてが1件、令和5年度南関町一般会計補正予算についてのほか各特別会計の補正予算についてが3件、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてが1件、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてが2件を提案しています。

特に、一般会計補正予算は、総務課・熊本県知事選挙費の「報酬等」7,577千円、経済課・農地費の「県営土地改良事業費負担金」30,175千円、建設課・社会資本整備総合交付金事業の「工事請負費」33,329千円、地域振興対策費の「工事請負費」70,886千円、同じく建設課の農地等災害復旧費の「工事請負費・現年災分」76,977千円、河川等災害復旧費の「工事請負費・現年災分」66,006千円など、328,276千円を増額し、一般会計の総額を6,694,747千円としているところであります。

ご審議のうえ、ご承認賜われますようお願い申し上げまして定例会開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（立山秀喜君） お諮りします。

日程第5、議案第58号から日程第23、委員会提出議案第4号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第58号から日程第23、委員会提出議案第4号までの議案を一括上程することに決定しました。

議案は、お手元に配付してあります。議案名を事務局長に朗読させますので、ご確認ください。事務局長。

○議会事務局長（福山光明君） それでは、議案名を読み上げます。

[議案名朗読]

日程第5 議案第58号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和5年度南関町一般会計補正予算(第6号))

日程第6 議案第59号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和5年度南関町一般会計補正予算(第7号))

日程第7 議案第60号 南関町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について

日程第8 議案第61号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

- 日程第9 議案第62号 南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第63号 南関町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第64号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第65号 南関町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第66号 南関町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第67号 南関町浄化槽整備推進事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議案第68号 南関町簡易水道事業特別会計に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第69号 令和5年度南関町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第17 議案第70号 令和5年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第71号 令和5年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第72号 令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第73号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 委員会提出議案第4号 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上でございます。

○議長(立山秀喜君) 配付漏れはありませんか。

[ありません] と呼ぶ者あり

○議長(立山秀喜君) 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。総務課長。

○総務課長(坂田浩之君) おはようございます。

ただいまから、議案の上程をさせていただきます。

まず、「第58号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。令和5年度南関町一般会計補正予算(第6号)について、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。南関町専決第7号、令和5年度南関町一般会計補正予算について、令和5年度南関町一般会計補正予算(第6号)を別紙のとおり調製することとする。令和

5年11月1日専決。内容につきましては、令和5年度南関町一般会計補正予算書（第6号）でご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,644万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,547万1,000円とするものがございます。2ページをお開きください。2ページは歳入についての補正額の一覧でございます。16款県支出金は、2項県補助金に1,544万円を追加して2億375万3,000円とし、総額を5億593万9,000円とするものです。19款繰入金は1項基金繰入金に1,100万円を追加して、総額を1億3,207万1,000円とするものです。補正前の歳入合計63億903万1,000円に2,644万円を追加して、歳入合計を63億3,547万1,000円としております。3ページは歳出についての補正額の一覧でございます。6款商工費は1項商工費に2,651万5,000円を追加し、総額を2億2,941万5,000円とし、12款予備費は1項予備費から7万5,000円を減額し、総額を1,829万8,000円としております。4ページから5ページまでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。6ページをお開きください。6ページは歳入についての説明でございます。16款県支出金、2項県補助金、1目1節総務費県補助金に県物価高騰対応生活者支援金として1,544万円を追加するものです。19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金に1,100万円を追加するものです。7ページをお開きください。7ページは歳出についての説明でございます。6款1項商工費、2目商工振興費の3節職員手当等に時間外勤務手当として6万円を追加し、10節需用費に印刷製本費として58万8,000円を追加し、11節役務費に通信費として290万円を追加し、12節委託料に商品券発送業務委託料として71万7,000円を追加し、18節負担金補助及び交付金になんかんの商品券交付金として2,225万円を追加しております。12款1項1目予備費から7万5,000円を減額しております。

以上で報告を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「第59号議案、専決処分報告及び承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。令和5年度、南関町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法、第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものがございます。

次のページをお願いします。南関町専決第8号、令和5年度南関町一般会計補正予算について、令和5年度南関町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり調製することとする。令和5年11月20日専決。内容につきましては、令和5年度南関町一般会計補正予算書（第7号）でご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,647万1,000円とするものです。2ページをお開きください。2ページは歳入についての補正額の一覧でございます。19款繰入金は、1項基金繰入金に3,100万円を追加して総額を1億6,307万1,000円とするものです。補正前の歳入合計63億3,547万1,000円に3,100万円を追加して、歳入合計を63億6,647万1,000円としております。3ページは歳出についての補正額の一覧でございます。6款商工費は1項商工費に3,115万

円を追加し、総額を2億6,056万5,000円とし、12款予備費は、1項予備費から15万円を減額し、総額を1,814万8,000円としております。4ページから5ページまでは、歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございます。6ページをお開きください。6ページは歳入についての説明でございます。19款繰入金、1項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金に3,100万円を追加するものです。7ページをお開きください。7ページは歳出についての説明でございます。6款1項商工費、2目商工振興費の18節負担金補助及び交付金に、なんかんトップ商品券交付金として3,115万円を追加しております。12款1項1目予備費から15万円を減額しております。

以上で報告を終わります。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、「第60号議案、南関町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」提案理由及び内容の説明をいたします。提案理由は、押印の見直しを全庁的に実施し、町民の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資するためでございます。

それでは内容を説明いたします。次のページをご覧ください。現状条例に申請書等の様式を謳っている条例の数は第1条から第10条までの10本で、様式中に押印及び署名を求めているものについて、委員を削るとともに文言の整備を行い、第2条については項ずれに伴う条例改正を行うこととしております。附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「第61号議案、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び内容を説明いたします。提案理由は、地方自治法第24条の趣旨に添い、給与を適正なものにするためでございます。

それでは内容を説明申し上げます。次のページをご覧ください。第1条として、南関町一般職の職員の給与に関する条例（昭和43年条例第11号）の一部を次のように改正するもので、第14条第2項中、これは一般職の令和5年12月期期末手当になりますが、「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中、これは再任用職員の令和5年12月期期末手当になりますが、「100分の67.5」を「100分の70」に改め、第15条第2項第1項1号中、これは一般職の令和5年12月期の期末手当になりますが、「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中、これは再任用職員の令和5年12月勤勉手当になりますが、「100分の47.5」を「100分の50」に改め、別表第1、行政職給料表（一）を次のように改めるものです。

次に、第61号議案の最後のページをご覧ください。第2条として、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するもので、第14条第2項中、これは一般職の令和6年度以降の期末手当になりますが、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、再任用職員の令和6年度以降の期末手当になりますが、「100分の70」を「100分の68.75」に改め、第15条第2項第1号中、これは一般職の令和6年度以降の勤勉手当になりますが、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中、これは再任用職員の令和6

年度以降の勤勉手当になりますが、「100分の50」を「100分の48.75」に改めるものです。附則として1、この条例は公布の日から施行することとしております。ただし、第2条の規定、これは一般職再任用職員の期末勤勉手当になりますが、令和6年4月1日から施行することとし、2、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、別表第1、行政職給料表(一)のとおり、令和5年4月1日から適用することとし、3、第1条の規定による改正後の給与条例による改正後の給与条例の規定は、これは一般職再任用職員の期末勤勉手当になりますが、令和5年12月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、「第62号議案、南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び内容の説明をいたします。提案理由は、地方公務員法第24条の趣旨に添い、給与を適正なものにするためでございます。

それでは内容の説明を申し上げます。次のページをご覧ください。第1条として、南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年条例6号)の一部を次のように改正するもので、第7条第1項第2号中、これは令和5年12月期末手当になりますが、「100分の120」を「100分の125」に改め、第2条として第7条第1項第2号中、これは令和6年度以降の期末手当になりますが、「100分の125」を「100分の122.5」に改めるものです。附則として1、この条例は公布の日から施行することとしております。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行することとし、2、第1条の規定による改正後の南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、「第63号議案、南関町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び内容を説明いたします。提案理由は、地方公務員法第24条の趣旨に添い、特別職の期末手当を適正なものにするためでございます。

それでは内容を説明申し上げます。次のページをご覧ください。第1条として、南関町長等の給与及び旅費に関する条例(昭和31年条例第4号)の一部を次のように改正するもので、第3条第2項ただし書中、これは令和5年12月期期末手当になりますが、「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改め、第2条として第3条第2項ただし書中、これは令和6年度以降の期末制定になりますが、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改めるものです。附則として1、この条例は公布の日から施行することとしております。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行することとし、2、第1条の規定による改正後の南関町長等の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(立山秀喜君) 税務住民課長。

○税務住民課長(武田博君) 「第64号議案、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の制定について」説明いたします。今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴う改正及び保険税、保険料水準の統一に向けた賦課方式の変更により、税率等の改正が必要なためでございます。

それでは次のページをお願いします。始めに改正の概要につきまして説明を申し上げ、そのあと、改正条文について説明させていただきます。第1条では、南関町国民健康保険に加入する、出産被保険者の産前産後期間に関する減額についてとなります。条文では、第23条第3項で、減額分の所得割及び均等割に関する減額の算定方法及び減額の月数などを示しております。次のページでは、条文第24条の3で、届出に必要な書類及びその内容等について定めております。次に、ページ中段の第2条では、国民健康保険税の算定区分のうち、資産割額を削除することに伴い、所得割、均等割、平等割の税率を改正し、保険料水準の統一に向けた賦課方式の変更についてとなります。条文、第3条第1項及びそれ以降の条文につきましては、課税区分の所得割、均等割、平等割の税率改正などについて明記しております。また、次のページの第23条第1項では、国民健康保険税の軽減額等について示しております。なお、附則では、施行期日と適用区分についてで、第1条の産前産後の減額規定が令和6年1月1日施行。第2条の賦課方式の変更規定については、令和6年4月1日施行としております。

以上で、南関町国民健康保険税条例の改正についての説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 「第65号議案、南関町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして」提案理由及び内容、改正内容のご説明を申し上げます。提案理由は、総務省通達及び国土交通省通達により、浄化槽整備推進事業の地方公営企業法の適用移行にあたり、条例を制定する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、次のページをお開きください。南関町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。南関町下水道事業の設置等に関する条例（令和2年条例第29号）の一部を次のように改正する。第1条中「以下「下水道事業」という。」「特定環境保全公共下水道事業、浄化槽整備推進事業をいう。」以下同じに改める。第3条第2項次のように改める。南関町特定環境保全公共下水道の排水区域等は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による事業計画に定める区域とする。第3条に次の1項を加える。南関町浄化槽整備推進事業の排水区域は、前項に規定する以外の区域とする。附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、「第66号議案、南関町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び改正内容のご説明を申し上げます。提案理由は、簡易水道事業区域の人口が、計画給水人口の下限100人を下回る状態が5年以上推移し今後も減少が進む見通しであり、計画給水人口100人以下の小規模水道施設に該当することから、簡易水道事業から飲料水供給施設への移行に当たり、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては次のページをお開きください。南関町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例。南関町飲料水供給施設条例（平成27年条例第21号）の一部を次のように

改正する。第3条の表に、名称ルーラルヴィラ、給水区域ルーラルヴィラを追加するものでございます。附則としましてこの条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして「第67号議案、南関町浄化槽整備推進事業特別会計条例を廃止する条例の制定について」提案理由及び内容の御説明を申し上げます。提案理由は、総務省通達及び国土交通省通達により、浄化槽整備推進事業の地方公営企業法適用にあたり、現行の浄化槽整備推進事業特別会計条例を廃止するものでございます。

内容につきましては、次のページをお開きください。南関町浄化槽整備推進事業特別会計に関する条例を廃止する条例。南関町浄化槽整備推進事業特別会計条例、平成15年、条例第15号は廃止する。附則としましてこの条例は令和6年6月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「第68号議案、南関町簡易水道事業特別会計に関する条例を廃止する条例の制定について」提案理由及び内容のご説明を申し上げます。提案理由は、簡易水道事業の飲料水供給施設への移行に伴い、現行の簡易水道事業特別会計に関する条例を廃止する必要があるためでございます。

内容につきましては、次のページをお開きください。

南関町簡易水道事業特別会計に関する条例を廃止する条例。南関町簡易水道事業特別会計に関する条例（平成7年条例第22号）は廃止する。附則としましてこの条例は令和6年6月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 「第69号議案、南関町令和5年度南関町一般会計補正予算（第8号）について」ご説明を申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,827万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,474万7,000円とするものです。2ページをお開きください。歳入でございます。13款分担金及び負担金は1項分担金に113万円を追加して137万7,000円とし、2項負担金に1万4,000円を追加して2,917万円とし、予算総額を3,054万7,000円とするものです。15款国庫支出金は1項国庫負担金に3,493万7,000円を追加して、6億2,094万5,000円とし、2項国庫補助金に5,330万9,000円を追加して、3億7,756万3,000円とし、予算総額を10億159万2,000円とするものです。16款県支出金は1項県補助金に11万4,000円を追加して、2億8,444万5,000円とし、2項県補助金に6,082万7,000円を追加して2億6,458万円とし、3項県委託金に757万7,000円を追加して2,543万2,000円とし、予算総額を5億7,445万7,000円とするものです。19款繰入金は1項基金繰入金に7,917万6,000円を追加して、2億4,224万7,000円とするものです。21款諸収入は4項雑入に179万2,000円を追加して1,732万2,000円とし、予算総額を3,903万5,000円とするものです。22款1項町債は8,94

0万円を追加して5億1,769万円とするものです。歳入合計は補正前の63億6,647万1,000円に補正額3億2,827万6,000円を追加して、66億9,474万7,000円とするものです。3ページをお願いします。歳出でございます。1款議会費は1項議会費に6万6,000円を追加して8,401万7,000円とするものです。2款総務費は1項総務管理費に290万4,000円を追加して7億2,270万3,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費に528万2,000円を追加して5,407万8,000円とし、4項選挙費に762万8,000円を追加して1,891万3,000円とし、5項統計調査費に6万4,000円を追加して525万5,000円とし、予算総額を9億29万7,000円とするものです。3款民生費は1項社会福祉費に1,785万4,000円を追加して13億8,914万2,000円とし、2項児童福祉費から524万円を減額して5億1,544万円とし、予算総額を19億958万2,000円とするものです。4款衛生費は1項保健衛生費から1,230万1,000円を減額して2億9,406万円とし、3項水道費に3万9,000円を追加して538万9,000円とし予算総額を5億4,250万8,000円とするものです。5項農林水産業費は1項農業費に3,493万9,000円を追加して2億9,104万円とし、2項林業費から69万9,000円を減額して2,230万5,000円とし、予算総額を3億1,334万5,000円とするものです。6款商工費は1項商工費に34万2,000円を追加して、2億6,090万7,000円とするものです。7款土木費は1項土木管理費に9万5,000円を追加して7,793万2,000円とし、2項道路橋梁費に1億2,238万円を追加して4億6,779万5,000円とし、4項住宅費に200万3,000円を追加して、6,340万9,000円とし、予算総額を7億7,675万7,000円とするものです。8款消防費は1項消防費に41万9,000円を追加して、3億1,064万7,000円とするものです。9款教育費は1項教育総務費に24万9,000円を追加して7,863万6,000円とし、4ページをお願いします。2項小学校費に491万1,000円を追加して1億5,730万4,000円とし、3項中学校費に242万5,000円を追加して、4,934万4,000円とし、4項社会教育費に65万8,000円を追加して1億700万8,000円とし、5項保健体育費に34万5,000円を追加して1億1,027万9,000円とし、予算総額を5億257万1,000円とするものです。10款災害復旧費は1項農林水産施設災害復旧費に7,788万1,000円を追加して、9,694万5,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費に6,600万6,000円を追加して、2億1,167万6,000円とし予算総額を3億862万1,000円とするものです。11款公債費は1項公債費に82万1,000円を追加して、7億6,814万2,000円とするものです。12款予備費は1項予備費から79万5,000円を減額して、1,735万3,000円とするものです。歳出合計は補正前の63億6,647万1,000円に補正額3億2,827万6,000円を追加して、66億9,474万7,000円とするものです。

5ページは、第2表は繰越明許費の設定でございます。繰越明許費として、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の住民記録システム改修事業508万9,000円。7款土木費2項道路橋梁費の道路新設改良事業2億6,781万円、10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧費（令和5年災）7,697万7,000円、2項公共土木施設災害復旧費

の河川等災害復旧費（令和2年災）1億3,898万3,000円、河川等災害復旧事業（令和5年災）6,600万6,000円を設定しております。

○議長（立山秀喜君） 説明の途中ですけど、10分間休憩いたします。

-----○-----
休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分
-----○-----

○議長（立山秀喜君） 休憩前に続き会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 休憩前に引き続きご説明を申し上げます。

6ページからの説明になります。6ページ、第3表は、債務負担行為の補正の追加でございます。追加分については、道路維持工事の期間を令和6年度、限度額を1,800万円とするものです。7ページ、第4表は地方債の補正の変更でございます。変更分については、補正後の限度額を申し上げます。ほ場整備事業の限度額を4,420万円とし、道路橋梁整備事業の限度額を1億1,840万円とし、災害復旧事業の限度額を7,520万円とするものです。8ページと9ページは歳入歳出補正予算動物明細書の総括表でございます。10ページをお開きください。歳入の内訳でございます。主なものについてご説明いたします。上段の13款分担金及び負担金、1項分担金、2目災害復旧費分担金の1節農林水産施設災害復旧費分担金として101万円を追加するものです。15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金に、現年災として4,402万5,000円を追加するものです。2項国庫補助金、1目1節総務費国庫補助金に、住民基本台帳システム改修費補助金として508万9,000円を追加するものです。11ページになります。4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費国庫補助金に社会資本整備総合交付金として6,284万1,000円を追加するものです。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費県補助金に地域集積協力金として389万5,000円を追加し、9目災害復旧費県補助金、1節農林水産施設災害復旧費県補助金に、現年災として6,158万円を追加するものです。12ページになります。3項県委託金、1目総務費県委託金、5節選挙費県委託金に熊本県知事選挙県委託金として757万7,000円を追加するものです。19款繰入金、1項基金繰入金は1目1節財政調整基金繰入金に4,700万円を追加し、9目1節地域振興対策基金繰入金に3,217万6,000円を追加するものです。22款1項町債、1目農林水産業債、2節農業債に、ほ場整備事業債として3,010万円を追加し、3目1節道路橋梁債に道路橋梁整備事業債として2,360万円を追加し、7目災害復旧費、1節農業農林水産施設災害復旧債に1,380万円を追加し、2節公共土木施設災害復旧債に2,190万円を追加するものです。13ページからは歳出の内訳でございます。それぞれの1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の件費関係は主に人事院勧告に伴う給与改定などがございます。それ以外の主なものについてご説明をいたします。14ページ中段になります。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の12節委託料に、住民記録システム改修委託料として508万9,000円を追加しております。15ページ中段になりま

す。2款総務費、4項選挙費、6目熊本県知事選挙費、12節委託料にポスター掲示場所設置業務委託料として133万円を追加しております。16ページ上段になります。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、19節扶助費に老人ホーム措置費として775万5,000円を追加し、15目後期高齢者医療費、18節負担金補助及び交付金に療養給付費負担金として768万7,000円を追加しております。17ページ中段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、19節扶助費に子ども医療費扶助費として381万2,000円を追加しております。18ページ下段になります。5款農林水産業費、1項農業費、4目農地費、18節負担金補助及び交付金に、県営土地改良事業費負担金として3,017万5,000円を追加し、20目人農地問題解決推進事業費、18節負担金補助及び交付金に地域集積協力金として389万5,000円を追加しております。19ページ下段になります。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、14節工事請負費に維持工事として500万円を追加し、3目道路新設改良費、12節委託料に測量設計委託料として1,411万4,000円を追加し、14節工事請負費に改良舗装工事として1億421万5,000円を追加しております。21ページ上段になります。9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、18節負担金、補助及び交付金に学校給食費物価高騰対策支援金として、343万1,000円を追加し、3項中学校費、2目教育振興費、18節負担金、補助及び交付金に学校給食費物価高騰対策支援金として、172万8,000円を追加しております。22ページ中段になります。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費、14節工事請負費に、令和5年災の災害復旧費として7,697万7,000円を追加し、2項公共土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費、14節工事請負費に令和5年災の災害復旧費として6,600万6,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（田代由紀君） 「第70号議案、令和5年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,749万7,000円とするものでございます。2ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。5款県支出金は1項県負担金補助金に196万3,000円を追加し、10億9,333万3,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の14億3,553万4,000円に補正額196万3,000円を追加し、14億3,749万7,000円とするものでございます。3ページをお願いいたします。歳出についての補正額一覧でございます。1款総務費は1項総務管理費に178万2,000円を追加し755万8,000円とし、総額を772万1,000円とするものでございます。5款保健事業費は2項保健事業費に18万1,000円を追加し、133万1,339万4,000円とし、総額を2,282万4,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の14億3,553万4,000円に補正額196万3,000円を追加し、14億3,749万7,000円とするものでございます。4ページと5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。6ページをお願いいたします。歳入の内容説

明でございます。5款県支出金、1項県負担金補助金、1目保険給付費交付金、2節の特別交付金に196万3,000円の追加は、保険者努力支援分に18万1,000円、特別調整交付金に178万2,000円を追加するものでございます。7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料に178万2,000円の追加は、電算システム改修委託料でございます。5款保健事業費2項1目保健衛生普及費、1節報酬に18万1,000円の追加は、会計年度任用職員の報酬改定分の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 「第71号議案、令和5年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ539万円とするものでございます。2ページをお開きください。歳入でございます。5款繰入金は1項一般会計繰入金に3万9,000円を追加し378万8,000円とし、歳入合計を539万円とするものでございます。3ページは歳出でございます。1款総務費は1項総務管理費に3万9,000円を追加し336万8,000円とし、歳出合計を539万円とするものでございます。4ページと5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。6ページをお願いいたします。歳入についての説明でございます。5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に3万9,000円を追加し、378万8,000円とするものでございます。7ページは歳出でございます。1款総務費1項総務管理費、1目一般管理費に3万9,000円を追加し、336万8,000円とするものでございます。これは職員の給与改正に伴い、人件費等を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（寺本由紀子君） 「第72号議案、令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳出、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ149万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,245万とするものでございます。2ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。3款国庫支出金は、2項国庫補助金58万7,000円を追加し、3億8,395万6,000円とするものでございます。4款支出金交付金は、1項支出基金交付金に7,000円を追加し、3億6,993万3,000円とするものでございます。5款県支出金は3項県補助金に2万9,000円を追加し、1億9,876万2,000円とするものでございます。7款繰入金は1項一般会計繰入金に87万2,000円を追加し、2億2,432万1,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の14億6,095万5,000円に補正額149万5,000円を追加し、14億6,245万とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出についての補正額一覧でございます。1款総務費は1項総務管理費に105万6,000円を追加し223万とし、3項介護認定審査会費に31万6,000円を追加し1,809万5,000円とし、合計を2,076万7,000円とするものでございます。4款地域支援事業費は、1項介護予防生活支援サービス費に2万5,000円を追加し2,542万とし、3項包括的支援事業費任意事業費に2万6,000円を追加し1,178万9,000円とし、4項居宅介護支援事業費に11万3,000円を追加し1,030万6,000円とし、合計を6,926万9,000円とするものでございます。6款諸支出金は1項償還金及び還付加算金に15万1,000円を追加し、1,602万7,000円とするものでございます。8款予備費は1項予備費に19万2,000円減額し、3,341万9,000円とするものでございます。歳出の合計は補正前の14億6,095万5,000円に補正額149万5,000円を増額し、14億6,245万円とするものでございます。4ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

6ページ、7ページが歳入の内容説明でございます。主なものを説明いたします。6ページをお願いいたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節システム改修補助金に52万8,000円を追加するものでございます。7ページをお願いいたします。7款繰越金、1項一般会計繰越金、5目1節一般会計繰越金に84万4,000円を追加するものです。8ページ9ページが歳出の内容説明でございます。主なものを説明いたします。8ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料に、105万6,000円の追加は、令和6年度介護保険制度改善に伴う電算システム改修委託料分でございます。同じく1款総務費、1、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費、1節報酬費に21万3,000円の追加は、会計年度職員給与改定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 「第73号議案、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」提案説明をさせていただきます。

南関町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は4年でございます。

住所、南関町大字関下1393番地5。氏名、伊藤洋治。生年月日、昭和27年5月28日生まれ、71歳でございます。この度、現教育委員会委員の伊藤洋治氏の任期が令和5年12月24日までとなっておりますので、再度南関町教育委員会委員に任命したいので提案するものでございます。

伊藤氏は、昭和50年3月に早稲田大学社会科学部を卒業され同年株式会社寿屋に入社されております。その後、昭和54年4月より福岡市立内野小学校を初任に、三池小学校、大牟田小学校の教諭として勤務され、平成8年4月より大牟田市立高取小学校の教頭として勤務された後、平成17年4月からは校長として、柳川市立中島小学校、豊原小学校を経て、平成21年4月、大牟田市立呉服小学校を最後に平成24年3月に定年退職をされております。定年後、平成27年12月25日より南関町教育委員会委員に就任され、現在は2期目でご

ございます。また、平成30年4月1日からは、教育長職務代理者としてご尽力いただいております。その人柄は温厚誠実で学識経験も豊富であり、当町教育委員会委員として適任であると思われまので、ご提案申し上げるものでございます。何とぞ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」説明をさせていただきます。人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、南関町大字関村1224番地1。氏名、竹元真貴。生年月日、昭和48年6月10日生まれでございます。人権擁護委員法第6条の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱するもので、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人の中から、その市町村の議会の意見を聞いて法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者を市町村は推薦することになっております。任期は3年でございます。現在の人権擁護委員の任期が令和6年3月31日をもって満了となりますので、新たに竹元氏を委員に推薦したく、議会の同意をお願い申し上げます。任期は令和6年4月1日からありますが、議会の同意を得て推薦し、その後法務大臣から委嘱されるまで数か月の期間が必要となりますので、今議会で提案するものでございます。

竹元氏は、平成3年3月、熊本県立鹿本商工高等学校、平成5年3月に熊本市医師会看護専門学校を卒業されており、専門学校在学中から、熊本敬愛病院に准看護師として勤務し、結婚後は子ども3人の子育てをしつつ、パートの仕事も行っておられました。現在は、准看護師として、株式会社熊本健康支援研究所に勤務し、健康づくりや介護予防支援の実践を通して、地域住民のクオリティオブライフの向上に寄与する仕事をされています。また、平成27年11月からは、法務大臣から保護司を委嘱されており、現在5期目でございます。社会奉仕の精神を持ち、犯罪の予防のための世論の啓発を図り、個人及び公共の福祉に寄与し、その使命を果たしておられます。このように、竹元氏の人柄は温厚誠実、人格識見ともすぐれ、広く社会の実情にも通じ、人権擁護についても非常に理解があり、人権擁護委員に最適な方ですので、人権擁護委員として推薦したく、同意をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

次に、「諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」説明をさせていただきます。人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、南関町大字四ツ原856番地。氏名、大木義隆。生年月日、昭和34年6月27日生まれでございます。人権擁護委員法第6条の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱するもので、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人の中から、その市町村の議会の意見を聞いて法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者を市町村は推薦することになっております。任期は3年でございます。現在の人権擁護委員の任期が、令和6年3月31日をもって満了となりますので、新たに大木氏を委員に推薦したく、議会の同意をお願い申し上げます。任期は令和6年4月1日からありますが、議会の同意を得て推薦し、その後法務大臣から

委嘱されるまで数か月程度の期間が必要となりますので、今議会で提案するものでございます。

大木氏は、昭和53年3月熊本県立玉名高等学校卒業後、昭和57年3月に北九州市立大学を卒業、昭和58年5月に南関町職員として採用されております。税務課、企画振興課、農林課、総務課などを経て、平成24年1月に建設課長、その後、まちづくり課長、総務課長を歴任し、町の業務には広範囲で関わられました。また、令和元年10月から令和5年10月までは、南関町副町長として4年間を全うし、惜しまれつつも退任されたばかりであります。大木氏の人柄につきましては、温厚誠実で、人格、識見ともすぐれ、広く社会の実情にも通じ、人権擁護についても非常に理解があり、人権擁護委員に最適な方ですので、人権擁護委員として推薦したく、同意を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（立山秀喜君） 議会運営委員会委員長、中村正雄君。

○6番議員（中村正雄君） 委員会提出議案第4号を説明いたします。

令和5年12月5日提出、南関町議会議長、立山秀喜様。

提出者、議会運営委員会委員長、中村正雄。

南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり、南関町議会会議規則第14号第3項の規定により提出します。提出議提出理由は、人事院勧告の趣旨に沿い、特別職の期末手当を改正するためでございます。

次のページをお願いします。変更内容について説明させていただきます。南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、第1条、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。第4条第2項ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。第2条、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。第4条、第2項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。附則1、この条例は公布日の公布日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。2、第1条の規定により、改正後の南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は令和5年12月1日から適用する。3、第1条の規定による改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の報酬条例の規定に基づき支給された期末手当はそれぞれ改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

以上で、提案理由の説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（立山秀喜君） 日程第24、一般質問を行います。

発言の通告があつておりますので、順次発言を許します。

3番議員の質問を許します。3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 皆様、おはようございます。3番議員、矢野でございます。

早速、一般質問いたします。今回は2点です。

まず、質問事項、農業振興の現状と課題についてでございます。南関町の農業は、水稻栽培、

各ハウス栽培、野菜栽培、果樹栽培等が行われています。玉名地区の他市町村を見てみますと、横島のイチゴ、ミニトマト、玉名市のトマト、天水の柑橘、荒尾の梨など、中心になる作物がございます。しかしながら、南関町においては、中心になる作物が、どうも見当たらないのが現状だと思っております。そこで、南関町の農業を今後発展させるためには、どのような対策をし、どう実行したら発展していくのかお尋ね申し上げます。

続きまして鳥獣被害対策でございます。前回の定例会で西田議員より、質問がございましたが、再確認や町民農業者からの声もありましたので、後追いになりますが、質問いたします。南関町は、周囲が山林に囲まれ、中山間地域に属しており、鳥獣被害、昼夜問わず生活圏まで移動。ずっとない餌を求め、侵入、出没している。特に、イノシシが農業経営に多大な影響を及ぼしています。捕獲頭数を見ると、前年よりは多く捕獲されておりますが、野生ではそれ以上、かなり増えていると感じております。被害状況や対策は、近年、個体数の増加の中、どのようにやっているのか、お尋ねいたします。

なお、その後の質問は自席に行います。

○議長（立山秀喜君） 3番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 3番矢野 修一議員の「農業振興の現状と課題について」「南関町の農業は水稲栽培・各ハウス栽培、露地の野菜栽培、果樹栽培等などが行われている。そこで南関町の農業を今後発展させるためには、どのような対策をし、どう実行したら発展していくか尋ねる。」の質問にお答えいたします。

南関町の基幹産業である農業については、これまでも各議員より同様のご質問が幾度となくあつていたところですが、今回の矢野議員ご質問の「南関町の農業を今後発展させるためには、どのような対策をし、どう実行したら発展していくか」の問題についても、新型コロナウイルス感染症並びにウクライナ情勢等の影響により農業生産者にとっては非常に厳しい状況下にあるものと考えます。本町農業の現状から申しますと、小山系に囲まれた自然豊かな環境にあり、稲作を主体とした農業が中心で、タケノコ・ナス・トマト等の各種野菜栽培、栗・ミカン等の果樹栽培、バラ・サカキ等の花き栽培、肉用牛等の畜産など、多種多様な農産物生産が営まれ、また、一部の農業生産者においては施設園芸を導入した複合型の農業が行われています。農業を取り巻く現状としましては、全国的に農業就業者が高齢化等によりリタイヤし農地などの経営資源や農業技術が適切に継承されず、農業の生産基盤が一層ぜい弱化することが危惧され、特に高齢化が進む中山間地域では農村人口の減少も著しく、農業生産のみならず地域コミュニティの維持が困難となっている状況です。本町においても同じような状況下にある中で、現在推進しております農地の基盤整備事業を軸として、各地域の抱えておられる農業問題を地域ぐるみで協議いただき、国・県の事業を活用し各地域にあった事業をしっかりと継続的に推進し、早期実施に向けて協議を重ねて参ります。

また、今後の農業の振興におきましては、農地の基盤整備計画が進む地域では基盤整備と一体となった担い手への農地の集積や、整備済の地域では地域営農組織の設立・育成など、生産基盤の実情に応じた地域営農組織等担い手の確保・育成と農地集積による生産性の向上、柱となる作物の導入による経営の安定化を図るため、関係各所と密に連携し継続的な支援を行って参ります。

次に、「鳥獣被害対策について」「有害鳥獣被害が生活圏内にまで現れ始めており、特に猪が農業経営に多大の影響を及ぼしている。被害状況や対策は近年、個体数の増加の中どのようになっているのか尋ねる。」にお答えいたします。先に行われた、令和5年第4回（9月）議会定例会において、西田議員よりご質問がありお答えした内容と同様となりますが、令和4年度の本町における、猪による被害状況は、農業共済農作物報告から、被害金額約500万円、被害面積は約570a、被害農作物は水稲となっております。また、町へ寄せられる捕獲依頼状況では、本年度11月末現在24件で、イノシシが17件と最も多くアナグマ・タヌキの順となっており、被害状況として水稲・タケノコ・野菜等の農林産物及び民家への出没等があげられます。イノシシの捕獲状況としては、平成29年度に298頭、令和2年度では606頭、令和4年度には814頭と、6年間で2.73倍となっております。

なお、本年度の11月末現在では、532頭で昨年同月末の1.06倍となっており捕獲頭数は毎年増加傾向にあります。被害の現状としましては、中山間地域を中心に深刻化している状況で、被害は農作物だけでなく、農地の掘り返しや水路法面の損壊による水路の閉塞など、農地・農業用施設へも被害がおよび、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加につながり、農村部に暮らす人々の生活へ深刻な影響を及ぼしています。現在行っている鳥獣対策としては、1点目に、捕獲による個体数の削減で、南関町有害鳥獣捕獲隊による捕獲業務、捕獲隊への捕獲器補充、捕獲従事者を確保するための狩猟免許の取得費補助。2点目は、侵入防止対策で、農作物を守る活動支援として、電気柵やメッシュ柵などの防護柵を設置される際の取得費補助、国・県の補助事業を活用した防護柵設置を推進するとともに、職員での爆竹等による追い払い等を実施しております。3点目は、生息環境の管理で、緩衝帯の整備、放任果樹の伐採や地域ぐるみで行う「熊本県餌付けストップ対策」を活用した正しい知識、効果的な対策の普及啓発活動等に取り組んでいるところです。今後の対策としましては、農家の皆様が大切に育てられた農作物・農業用施設等を守るために、今申しました被害対策3点の総合的な取り組みを引き続き実施し、地域ぐるみでいかに取り組めるかを集落の皆様方と協議していかなければならないと考えております。

以上、お答えしまして、この後の質問については、自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長がお答えします。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 南関町は年間を通じて、もういろんな多種多様な作物がもう昔から、中山間地へあるわけでございます。しかしながら町の特産品というのが、そのメインの作物は何でしょうか。お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） 今、議員がおっしゃられたように南関町いろいろな作物が獲れてると思います。やはり一番多いのは水稲、今後は基盤整備あたりを中心としてで、水稲栽培、ブランド化といいますか、そういった方向に持っていくべきではないかと考えております。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 農産物を特定の地区というか、4校区ございますが、それぞれ一番は、賢木地区、第二小学校区が、農業が盛んな地域だと思っております。それぞれ特性はあり

ますけど、中で組織を作っていただきながら、地域の特性や需要に合わせた計画を立てることが重要だと思っておりますが、今後、新たな取組があればお尋ねいたします。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） 今組織の話があったかと思えますけども、組織においては、以前からあります細永北集落営農組合、それと、今基盤整備を進めている、上長田、日明、今、長山東、久重南、と順次、集落営農組織を今立ち上げていただいているところです。基盤整備が終わって、外目地区においても、今回、集積集約を機に集落営農組織の立ち上げをお願いしているところでございます。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3 番議員。

○3 番議員（矢野修一君） 一応、課長のほうが、そういう組織づくりでやっていけば、中でも需要がまた高まるし、農業に対する意欲が、担い手なりその組織よっての団結力が高まって収益も上がっていくと思えますので、今後、そういうふうな大規模な法人化じゃなくしても、もう3人でも4人でもいいですので、そういうのを支援していただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

あと現在、農業者の平均年齢といえますと、これはもう全国で、全国的に平均年齢がもう68歳ということでございます。その中で、日本全体の米の作付を目指すとして4割が中山間地が占めております。これまで地域農業をさせてきた農業者の高齢化と、離農による地域農業生産基盤で、脆弱化が懸念されます。そこで5年先10年先を見据えた、次世代対策が必要となります。農業支援対策に対しての考えを、お尋ねいたします。

○議長（立山秀喜君） 質問の途中ですが、昼食のため休憩します。

—————○—————
休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分
—————○—————

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でありましたのでこれを続行します。経済課長。

○経済課長（田口 明君） 一般質問の内容ですけども、5年後、10年後の地域の農業、どういう対策をやっていくのかというご質問なんですけども、国が令和6年度中に作成をするようになっております、地域計画というのがあります。それによっては、今後5年後10年後、地域の農業をどのように維持発展させていくのかというのを地域ぐるみで話し合っ、目標値の設定をするようになってます。これにおきましては、やはり町もですけども、JA、農業委員会、関係機関としっかり話をしながら、今後の地域の農業のことについて、取決めをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3 番議員。

○3 番議員（矢野修一君） ただいま課長が答弁されたように、このような計画を持って、今後農業の活性化のほうですね、ぜひお願いしたいと思います。あと、今農業支援策について、町が提供しております農業支援プログラムや補助金については、詳細な説明を求めます。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○**経済課長（田口 明君）** はい。農業支援策ということで、やはりここ3年間のコロナ禍の中でも農業関係におきましては、しっかりとした支援対策を行って来たところであります。今後は、やはりしっかりとした地域の担い手さん、営農組織等を重点的に支援していく方向で、しっかりとした考え方を持って対応していきたいと考えております。また、お米のブランド化ということなんですけども、九州のお米食味コンクールってということで今、菊池市、福岡県の宮若市、熊本県の多良木町、2市1町で協議会を策定されております。これに認定農業者連絡協議会を通じて、しっかりとした米のコンクールにまず、出場をしていただき、自分たちが今どういったお米づくりに接せられるかというのを、ご本人さん方がしっかりと分かった上で米のブランド化につなげていければと考えております。以上です。

○**議長（立山秀喜君）** 3番議員。

○**3番議員（矢野修一君）** 米のブランド化ということで、期待しております。

最後にあと1点、農業振興の現状と課題ということで、今後中山間地域ですね。多種多様な作物がとれる場合、いろんな手順を考慮してメインの作物を選ぶことができるわけですので、地域の特性を深く理解する。町の知名度、活性化につながりアピールすることが必要だと思っておりますので、それを目的にやる必要があると、今後も思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次の質問に入ります。鳥獣被害対策でございます。玉名地域、広域2市4町の鳥獣被害対策への補助金の内訳は分かれば、現状を尋ねます。よろしくお願いいたします。

○**議長（立山秀喜君）** 経済課長。

○**経済課長（田口 明君）** はい、近隣市町村の鳥獣被害に対する補助金という形なんですけども、今、玉名圏域定住自立圏の中でも部会としてしっかりとした話合い、また有明圏域の自立圏の中でも話合いを行っております。近隣市町村に比べれば、やはり本町は鳥獣被害対策においては、しっかりと支援ができていたものと考えております。以上です。

○**議長（立山秀喜君）** 3番議員。

○**3番議員（矢野修一君）** 今年、よく聞くのが、家のすぐそばでイノシシが来ている。去年までは来なかったのに、とよく話を聞くことがあります。ということは、早いペースで増加していて生育は拡大傾向にあり、住宅付近まで出没している、いつ人に被害が出てもおかしくない状況だと思っております。この前に、被害を未然に防ぐ取組と対策について伺います。講習会の開催とか、広報誌に掲載とかされればとは思っておりますが、どうでしょうか。

○**議長（立山秀喜君）** 経済課長。

○**経済課長（田口 明君）** はい。やはり今矢野議員おっしゃったように、人的被害っていうのも国内では何件か発生している状況です。令和4年度では、日本各地で61件のイノシシによる人的、対物的事故が発生しております。そのうち、九州では8件、熊本ではございませんでしたが、事例としては罠にかかったイノシシを確認中に罠が切れて、襲いかかって死亡されたという事案も発生しております。福岡県内では、町中にイノシシが出没したという事例も何件か出ているところなんです。対策といたしましては、やはり今おっしゃったように地域ぐるみでのイノシシ対策ということで、町長の答弁のほうにもありましたけども、熊本県の餌付けストップの推奨ということで広報等にも、何度か記載をしておりますけども、今後もしっかりと

した啓発活動を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 今南関郷猟友会の会員数、捕獲隊の人数、また直近3年間ぐらいの捕獲者の捕獲頭数あたりはどれぐらいか。上位順位が分かればお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） まず、熊本県の猟友会の10月末現在の人数から申し上げますと、令和4年度で3,084名。南関町においては、40名の方が今活動をされているところです。会員の皆様、基本的に免許状が必要になると思います。第一種、これは火薬銃ですけども、火薬中で南関町で12名、罟で38名、延べ人数で50名の方がいろいろな方法で捕獲活動をされているところです。捕獲頭数の推移なんですけども、やはり年々、捕獲頭数は増加している傾向にあります。令和4年度で申し上げますと、お1人の隊員の方は160頭以上、2番目に150頭以上、3番目以降の方々が900頭程度の捕獲を行われているところです。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 捕獲機材の導入とか、鳥獣を捕獲する新たな捕獲隊員の人員確保等育成について。また、捕獲鳥獣の処理方法について、課題を尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） まず、捕獲の処理方法ですかね、今現在はやはり埋却というのが一般的でございます。以前から各議員さん、イノシシの処理については、いろいろご質問等っておりますけども、ジビエっていうのもございますけども、基本的にそのジビエにできるような施設というのもあります。やはり処理方法については、今後ずっと検討していきながら、近隣市町村とも協議をしながら、明確な答えを出していかなければいけないと考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 将来どういうふうなイノシシの生息域あたりですね。拡大から減少の傾向になればいいんですけど、これがまだまだ増えていくということが、今後特に農業者の高齢化で、町中あたりに出没する場合が、もう増えてくると想定した場合、将来的には地域における被害対策の実施に際し、助言できる専門職あたりを、アドバイザーとして登録する制度等を設けるような、将来的な考えはあるのか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい、基本的にアドバイザー的役割ということでもありますけども、町の職員担当職員は、やはり県の餌付けストップの講習会等受講しながらしっかりと知識を持っておりますので、地域でいろいろな問題があるときにはご相談いただいて、うちのほうで分からない部分があれば、県のほうあたりも打合せをしながら、アドバイスのほうを行っていきたいと思います。

すみません。従事者の確保ということで、先ほどご質問があったと思うんですけども。今、町の猟友会の方々の平均年齢を言いますと、60歳以上の方が40名中29名で、72.5%です。70歳以上の方が21名で52.5%です。もう基本的に狩猟者の方々の高齢化が今、

本当進んでいる状態です。南関町で一番高齢なのが、91歳の方が今、しっかりとした狩猟者として、実績を残されている状態になっております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） もう最後になりますが、イノシシの被害を減らしていく、安心して生活できるよう、私自身も免許を一つ取得したいと思っております。ほかの議員も、何人か取得するようにお聞きしております。捕獲隊の構成員を増やしていく、有害鳥獣対策が必要だと思っております。

これで私の一般質問は終わりにします。以上です。

○議長（立山秀喜君） 以上で、3番議員の一般質問は終了しました。

続いて、8番議員の質問を許します。8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） こんにちは。8番議員の井下です。

今回は、猫対策についての第2弾という形で質問させていただきます。実は1年前に同じような形で質問させていただきました。いくつかの角度から、猫対策について質問したわけですが、その後町民の皆様からの反響が非常に大きく、多くの声をかけていただき、猫に対してこんなにも困っておられる方が多いのかと、改めて思いました。有害鳥獣や、今問題になっている熊などのように、大きく報道されたりはしませんが、当事者の方たちにとっては本当に切実なものは、あると感じさせられました。またその反面に、本当に家族として生活される方も多くおられるのも事実です。猫に対する様々な問題の中、猫との共生が大事になってくると思いますが、今時点ではまだまだ遠いように思います。そこで前回の質問から1年が過ぎた今、南関町ではどのような対策がとられ、どう変化してきたのか、また今後について尋ねたいと思います。

まず一つ目に、これまで町が行ってきた対策について。そして二つ目に、前回の答弁で話された、さくら猫基金に関して、その登録された時期、また金額について。三つ目に、年間避妊手術を受けている猫の数、またそこに関わる金額について。最後に、今後の活動計画について、尋ねます。

あとは自席にて続けさせていただきますので、明快な答弁をお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 8番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 8番井下忠俊議員の「猫対策、その後と現状、今後について」の質問にお答えいたします。

猫問題につきましては、令和4年9月議会定例会におきまして井下議員から一般質問があり、その時にお答えした内容と重なった部分がございますがご理解ください。猫につきましては、狂犬病予防法のように特化した法律がなく、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき取り扱いを行っております。この法律の目的は、すべての人が、動物は命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待することがないようにすること、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性を知ったうえで適正に取り扱うようにすることを定めています。つまり、法では「飼い主は、その動物の習性に応じて適正に飼育し、他人の身体もしくは財産に害を与え、又は迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない」との趣旨に則り、飼い主の飼養に対する意識と行動が最も重要なことではないでしょうか。また、熊本

県では、「人と動物が共生するくまもと」の実現を目指すため、熊本県動物愛護推進計画を策定し、猫相談にも対応しているところです。

まず、1「これまで町が行ってきた対策について尋ねる。」にお答えします。町では、望まない猫や野良猫を増やさないことが重要だと考え、令和3年12月に公益財団法人どうぶつ基金が運営する「さくら猫無料不妊手術事業」に登録しました。これは、飼い主のいない猫に対し不妊手術を施し、野良猫繁殖防止対策として取り組んでいるものです。また、一時保護する際の捕獲機の貸し出し及び輸送時における糞尿対策として、ペットシートを配布しております。そのほかにも、熊本県や獣医師会と連携し、猫が嫌がる周波数を発信する超音波装置の貸し出しを行っており、広報なんかんでは、犬・猫の飼い方等に関する情報などを随時掲載し、町民の皆さんにも周知しております。

次に、2「さくら猫基金に登録された時期、又金額について尋ねる。」にお答えします。先ほども申しましたが、令和3年12月に公益財団法人動物基金の「さくら猫無料不妊手術チケット事業」に熊本県内自治体として最初に登録し、現在、県内8自治体が登録をされているところであり、金額につきましては、すべて基金で運営されており、自治体の負担はございません。

次に、3「年間、避妊手術を受ける猫の数、その関わる金額について尋ねる。」にお答えします。さくら猫無料不妊手術チケット事業に関するものについてのお答えとなりますが、不妊手術を受けた猫の数について、令和3年度は開始した12月からで40匹、令和4年度が102匹、令和5年度は10月末現在32匹で、本事業については、公益財団の予算の範囲内ではありますが、行政枠として応募枚数、いわゆるチケット枚数が確保されており、基本的に負担料金はありません。言い換えますと、町から不妊手術に関する支出及び公益財団法人に対する歳出等はありません。

最後に、4「今後の活動計画について尋ねる。」にお答えします。現在の対応策としましては、望まない猫、野良猫などの「不幸な猫」を増やさないこと、これが最重要ではないかと考えます。そのためにも、飼い主が愛情を込めた取り扱いに努めるとともに、みだりに繁殖することを防止するために、引き続き不妊手術や去勢手術などを行うことが必要だと思います。町では、令和4年6月から義務化されたマイクロチップの装着義務についてのほか、動物愛護推進協議会で開催されている動物愛護に関する催しなどの情報を提供して参ります。なお、情報提供については、引き続き町広報誌をはじめ、ホームページに掲載のほか、公式LINE等を活用して参ります。

以上、お答えしまして、この後の質問については、自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長がお答えします。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） ありがとうございます。まずその後についてですけれども、この猫に対する質問をした前回ですね、犬と違い狂犬病のような特化した法律がないため動物の愛護及び管理に関する法律により取扱いがなされているとの認識の中、現在の対策としては望まない猫、野良猫を増やさないことが重要だと考えている、と今町長の答弁にもありました。そしてそのためには避妊手術手当てをされるのが望ましい、との答弁でしたけれども、今町長

が話された、さくら猫に関してはまた後ほど尋ねますけれども、そのほかにも、これも前課長からですが、住民の皆様が困られているのは事実であるので、可能な対策を行っている。更には法律的にも、係留義務がないことから、近隣への環境等に対する問題も発生しているので、住民の皆様寄り添った対応が重要だと考えているなどの答弁がっております。そこでまず尋ねますけれども、現在どのような対策がとられ、どのような対応が行われてきていますか、ということですが、今町長が言われたさくら猫に関して、これは前回の答弁でももちろんっております。そのあとのことを尋ねたかったんですけども、備品の貸出しとか、いろいろな広報をされているということで、さくら猫につながるような対応がされているということでしたので、いくらか安心しております。ただすぐには何事も解決はしていきませんので、もう引き続きこれは行っていってもらえればと思っております。ほかに、例えば前課長の答弁にあった住民の皆様寄り添うという観点から、相談窓口の設置等に関してはどうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（武田博君） はい、猫に特化した相談窓口というのは厳しいのではないかなと思います。以上です。

○議長（立山秀喜君） 8 番議員。

○8 番議員（井下忠俊君） 私たちは、税務住民課の環境対策係に行けばいいと思う、分かりますけれども、どこに行けばいいのか、全く分からない、こういう方もおられると思います。で、この1年間で何人の方が今相談に来られていますか。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（武田博君） はい。猫の相談につきましては、10件程度あったと。来庁以外にも電話でもございますが、10件程度ということ聞いております。

○議長（立山秀喜君） 8 番議員。

○8 番議員（井下忠俊君） はい。自分に聞こえてくる反響に関して10人というのはちょっと少ないかなと思っております。もちろん町民の方には、十人十色の相談を持ちかけられる方も多と思います。相談場所が分からないからなのか、相談しても無駄。そう思って来られないのか分かりませんが、今も私のところには、結構数多くの相談が入ってきます。あえてその猫対策のためだけの窓口ということは言いませんけれども、もう少し分かりやすく対応できるように、例えば環境対策係のカウンターに猫相談とか、ちょっと目立つようなことも置いてもらえれば、その本人じゃなくても、誰かそこを通りかかった人が、あそこ猫相談受けとるよって。こういうところから広がっていくと思いますので、ぜひそれはよろしく願いしたいと思います。ほかにも前回、忌避材、あるいは対策グッズ等も申入れましたけれども、これは広報などをもう、されているんでしょうか。相談できればどこで手に入るのか、どういう使い方をすればいいのかなども、聞きに来られる方もおられると思いますので、その辺は一緒に相談窓口じゃないけれども、そういう相談にも乗れるような場所の設置は必ず必要だと思いますので、よろしく願います。またその忌避材とか、その対策グッズ等に関しては、職員担当の職員さんにはそういうことはきちんと指導されて、誰でも答えられるようにされていますか。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

- 税務住民課長（武田博君）** はい前段の広報につきましては、広報なんかんで、お知らせしたところでございます。それから、後段のほうの担当の職員ということにつきましては、係内職員におきましては、説明ができますし、相談に応じて回答しているところでございます。
- 議長（立山秀喜君）** 8番議員。
- 8番議員（井下忠俊君）** 安心しました。例えば相談に行っても、税務住民課とは言いませんけれども、「ちょっと待ってください」「ちょっと待ってください」担当が何人も変わられる場合がありますので、そこに行かれて相談される場合は、すぐ職員さんが対応できるようにしていってもらえればと思っておりますので、引き続きもし異動があったとしても、それはつないでほしいと思います。昨年6月、これも今町長から答弁の中にありましたけれども、6月1日より法改正が行われて、飼い猫に対してのマイクロチップ装着の義務化がされております。これに関しての広報等はされていますか。
- 議長（立山秀喜君）** 税務住民課長。
- 税務住民課長（武田博君）** はい。こちらのほうも「広報なんかん」で周知しております。
- 議長（立山秀喜君）** 8番議員。
- 8番議員（井下忠俊君）** はい、これはただの連絡事項と違って義務化されたことの連絡を兼ねたお願いになると思いますので、広報しているだけでそれだけでしっかりした対応ができているというのはどうかなと思います。あくまでその業者に向けてのことだと思いますので、町民の方には直接は携わってきませんが、購入するのを考えておられる方にも、そのことはきちんと伝えてもらうように、広報も進めていってほしいと思っております。広報だけだったら本当に寄り添った対応なのかなと、ちょっと疑問が残るところもありますのでよろしくお願ひします。あとはこの広報に関してはポスターを作るとか、あとパンフレット等があればそういうのも張り出してもらえば、またより一層の告知が広がっていくと思います。義務化されてもう1年半が過ぎていますが、どれぐらいの猫に対してマイクロチップの装着が行われているか、これは分かりますか。あくまで業者に対してですけれども。
- 議長（立山秀喜君）** 税務住民課長。
- 税務住民課長（武田博君）** はい、数につきましては把握しておりません。
- 議長（立山秀喜君）** 8番議員。
- 8番議員（井下忠俊君）** はい。これに関しては、何匹か答えろというのがちょっと無謀かもしれないかもしれませんが、後々このマイクロチップを装着した猫が増えてくれれば、今の体制も少しずつ改善できていくんじゃないかと思っております。もうそのことも兼ねて、やっぱりしっかりお知らせだけはしてほしいと思います。それと、またこれも前回述べたことですが猫の避妊に対して、一生懸命されている方もおられます。ある町民の方から聞いた話ですが、猫の避妊について、役場に尋ねに行ったら、この人を尋ねたらいいと。そういうふうにして、言われた上で私のところに来られました。ということでしたけれども、そんな無責任なことはないと思いますけれども、どうでしょうか。
- 議長（立山秀喜君）** 税務住民課長。
- 税務住民課長（武田博君）** はい。今おっしゃられたことについては特に聞いておりません。
- 議長（立山秀喜君）** 8番議員。

- 8番議員（井下忠俊君） これは職員さんですから、課長のところの税務住民課の担当の人がどうか分かりません。ただ職員さんかな、とは思いますがけれども、これは本人から直接聞いた話です。私の名前も出していいと言われましたけども、本議会で個人の名前を出すわけにはいきませんので、そこは伏せておきますけれども、そういうことであるならば何か悲しい思いがしております。またそこに対して、そのようなボランティアの方たちにもしっかりと協力させていただき支援もしていく、というような答弁を前回もらってますけれども、その後、町からも何も連絡も話もないという話も聞いています。その質問したときには、必要なグッズ、またそれに関わる金額、これについても質問の中で話しておりますが、やはりそのその後は何もないのでしょうか。
- 議長（立山秀喜君） 税務住民課長。
- 税務住民課長（武田博君） 町のほうからっていうことになりますと、先ほども町長答弁でもございましたが、熊本県の獣医師会等の協力した捕獲器の貸出しであったり、その際のペットシートの配布等につきましては行っているところでございます。捕獲器の貸出しであったり、捕獲の際に使用するペットシートの配布等は行っておるところです。
- 議長（立山秀喜君） 8番議員。
- 8番議員（井下忠俊君） はい。それは捕獲をしたいという方個人、それぞれ役場に相談に来られた方ですか。
- 議長（立山秀喜君） 税務住民課長。
- 税務住民課長（武田博君） はい。必要な方に貸出しを行っております。
- 議長（立山秀喜君） 8番議員。
- 8番議員（井下忠俊君） ちょっと質問が前後しますけれども、先ほど役場から相談に行ったらいいと言われた方とかが、自分で今まで任意でされてますけど、そういった人が相談に来られても、それは対応できるわけですか。
- 議長（立山秀喜君） 税務住民課長。
- 税務住民課長（武田博君） はい、貸出しはどなたでも対応できます。
- 議長（立山秀喜君） 8番議員。
- 8番議員（井下忠俊君） はい。前はNPO法人の立ち上げということで言いましたけれども、NPO法人としてならば、ちょっとハードルが高過ぎますね。ですから、あるいはその任意団体として、複数でこういったことに対する活動を行います、ということで、そこに対する補助金の申請等はできますか。そういう活動をしていきますということで、団体を作られて。
- 議長（立山秀喜君） 税務住民課長。
- 税務住民課長（武田博君） はい。補助金につきましては、現在、他市町村の動向等を踏まえ、検討している段階ではございますが、まだまだ検討する事項が多くて、できますというようなお答えには、至りません。
- 議長（立山秀喜君） 8番議員。
- 8番議員（井下忠俊君） はい。これは今も本当にもう一番ピーク、これからもっとピークになってくると思いますがけれども、これは民間の地域猫という立場からでも、あるいはそのほかに対する任意団体でも可能かと思しますのでこの辺についてはぜひ、より一層進んで、1日で

も早くこういう補助金が出せるような体制づくりに励んでいってもらいたいと思います。結構、猫を何とかしたいという方は多いです。ですからそういう人たち要望も、聞き届けてもらえればと思っております。また、例えばその空き家などを例に挙げて南関町に空き家がいっぱいありますけれども、一時保護した猫を一時的に預かる場所についても尋ねてきましたけれども、これについての話し合いなどはされていますか。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（武田博君） はい、今議員のほうから、地域猫っていうお話が出ましたけど、地域猫ってというのがその地域の住民がルールをつくり、共同で飼育管理をするっていう猫になるかと思えます。地域猫活動については、その活動に取り組む町内会、自治体等に対して周辺美化など、地域のルールで適切に管理し衛生環境の改善を図ることを目的としたもので、これについては保健所の申請で補助金がございます。

○議長（立山秀喜君） はい、8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） これ、捕獲をしました。これから避妊に向かいます。捕獲したその日に避妊をするわけじゃないですよ。一時預かり場所として、その地域猫のそういった対策があるならば、そういった空き家などがありますので、そこに囲いを付けて、そういうのを何か、地域地域に利用できないかということで質問したわけですがけれども、この辺はどうお考えですか。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（武田博君） 猫の捕獲に関してはできないということで申し上げたところですが、猫の健康状態を判断し保護が必要なものというものは、警察の立会いのもと、保健所に送致しているということになります。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。ちょっと今かみ合いませんでしたけれども、例えば、猫のけがをした後は瀕しの状態、こういう猫は、捕獲、一時保護ができるとは聞いております。ただこれを保護して、その瀕しの状況とか、けがをした場合とかは、治療は誰がされてるんでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（武田博君） すいません。治療については、私は把握してないところがございますが、今議員がおっしゃった瀕しの状態の猫ってというのは、命を守るためにも警察立会いのもと、保健所へ送致して、譲渡とかいう流れになっているというふうに聞いております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。きちんと治療されて、譲渡会とかに出されているのであればいいんですけど。もうそのまま放ったらかして亡くなっているのであれば、それこそ動物愛護法で、どうしたものかなあという問題になってくると思いますので、ここは町から保健所のほうに行くわけですから。そこは町にどうしてくださいますかとは言えませんが、そこも1回どうなっているのか、確認しとって下さい。少し戻りましてさくら猫基金ですね、これは基金に南関町が登録、そしてまたその登録について、登録したのは何年ということは、先ほど町長から答弁ありましたけれども、その登録に対しての登録料とかそういったのは、いくらかかって

るんですか。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（武田博君） はい。費用に関してはかかっておりません。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。怪しい団体ではないと思うんですけども、基金によって成り立って運営されているのが、さくら猫基金だと自分も思っております。ただ運営方法はどのような形を取られているのか、これさくら猫基金の本部に、関西のほうだと思いますけれども問合せしましたが、全然明確に答えてもらえませんでした。だから、何かちょっとどうなのかなと思いますけれども、やってること自体は正しいことだと思いますので、もうそれ以上は何も言いませんけれども、この基金によって南関町でどれくらいの数かというのを先ほど40匹、102匹、そして10月で32匹という数字が挙げられましたけれども、この避妊する費用というのも、チケット制ということであれば、お金は全く出てないんでしょうか、町からの持ち出しは。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（武田博君） はい、チケット制で、町からの持ち出しはございません。それと運営方法のことで、何か分からないということでおっしゃられましたけど、町のほうに、11月27日ですけど、基金のほうから活動報告書が届いております、それで不妊手術を行っているということとか、430の自治体が登録しているとか全て基金で運営してますよっていうことが記載されております。補足で申し添えます。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） じゃ、後で見せてください。これは調べれば分かることなんですけれども、例えば鳥獣害対策には年間、町からいくらぐらいの補助金が出ていますか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） 鳥獣害ということで、経済課のほうからお答えいたします。有害鳥獣対策に対し前年度の実績ベースでお答えしたいと思いますけれども、個人及び団体に対し、約1,000万の補助を行っております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） あえてこれは金額を参考に聞いたわけですので、内容に関してはもうあえて触れませんが、この鳥獣害対策はやっぱり本当に必要な対策事業だと思っております。多くの方はその被害を被っておられますので、だからそれを削れというんじゃなくて、猫に対しても同じように困ってらっしゃる方が多くおられます。もちろんその規模も違いますし、同じようにとは言いませんけれども、猫対策に対しても先ほどのボランティア活動も含めていくらか、今後先ほど今検討中と言われましたので、こういうことから、数字的に並べても十分検討する価値はあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、今後の活動計画については、実は、有明保健所のほうにも問合せしました。何度も電話をかけていたら、またか、といったような感じが、感じられました。非常にそういった対応に不愉快な思いをしたところですけども、何を言っても「それはできません。それは困ります。」これの繰り返しでした。保健所からすれば迷惑な電話かもしれませんが、こちらか

らすれば何も解決につながるようなことは言わずに、今言ったような返事だけでした。もう腹が立って仕方がなかったんですけれども、南関町でも同じような相談があったときは同じような対応なんでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（武田博君） はい。有明保健所でホームページにも記載しておりますが、飼い猫は引き取れないですし、捕獲も行っておりません。町での対応は保健所と同じであります。法律上、猫の捕獲はできませんし、捕獲した猫につきましては、引取りはできません、というお答えになります。またその後の行為について申し上げますと、困ります、というような対応になるかと思えます。以上です。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。保健所のようにきつく言わんで優しく言ってください。お願いします。私に相談される方の中には、役場に行っても駄目だろうからとか、いっそのこと捕獲した猫、もしくは望まれることなく生まれてきた子猫、山に放置するか、あるいは役場の前の防災広場にでも置いてこようと、そういうふうに話される方も実際おられます。そうしたらもうちょっと真剣に取り組んでもらえるんじゃないかなろうかって。やっぱそういう気持ちがある中にあると思います。自分としてもそれを言われて、それは駄目なことは分かります。けども、駄目だとは言えんところは、あります。せっかく畑を起こして、やわらかい土を被せて種を撒こうするばかりのところに糞尿し、それから掘り起こされる。もう趣味として小さな畑をされている高齢者の方でしたけれども、もう2枚ほど畑つくるのやめられたそうです。何回しても一緒だと。もう自分の猫じゃなくて、近所に飼ってある猫は30匹来てから掘り起こす、そういうふうなことを言われました。また玄関にはそれにまた同じように糞尿です。本当に困っておられるんです。ただ、このような言い方をすれば、猫が悪いように聞こえますけれども、誤解のないように言いますが決してそうではありません。もともとは野良猫自体も飼い猫に起因するものですから、そこで無責任な飼い方をされれば、おのずと現状のような環境になっていくのは、これはもう分かっていることです。飼い主の方にきちんと指導をすれば、いくらかでも良いほうに変わるのではないかと思いますけれども、そのような飼い主の方に対する指導を、町としては行われていますでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（武田博君） はい。苦情につきましては、保健所と同伴した上で対応し、指導も行っているところです。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。その場合、直接その飼い主さんと会って話をされていますか。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（武田博君） はい。直接お会いして、対応しております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。なかなか、仕事をされてる方等に関しては、平日昼間はもうほとんどおられない状況もあると思います。そういったときに行かれても会えないのではないかなとも思いますし、保健所に聞いたときには、1回目は張り紙だけでしたと、2回目は電

話でしたと。それじゃ何の効力もなかったと思うとですよ。だから、ある程度時間をずらしてからでも、直接、飼い主さんと会って、そして話を面と向かって指導してもらいたいと思っています。指導された後、例えば、この猫がその家の小屋とかにいた場合、勝手に出歩かないように、囲いを付けたりしたらどうかという、実際されてる方もおられます。そういった指導まではされていますか。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（武田博君） はい。書き方については、そのような指導をしているところです。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） これお願いですけど、その場合の指導で、いつ頃までにはきちんできますか、というのを約束してもらって、その後もう1回その期日が過ぎたぐらいに1回確認に行ってもらえるように、また、そこでなされてなかったら、あえてまた申し入れるようなこともしてもらいたいと思います。1年前にほぼ同じような質問して、要望を上げてきたつもりでしたが、この1年間に対して、課長からすれば少し変わってきたかなとか、そういったところは、何か思われますか。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（武田博君） 猫を増やさないこと、不幸な猫を増やさないことが大原則だと思いますので、その辺につきましてはさくら猫基金のほうの協力は仰いで進めているところです。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。自分としても、今話を聞いておれば本当に町としてはよくされてると思います。ただ、周りの人から聞いても、そういった聞こえる声も状況も何も変わってないように、自分には聞こえてきたものですから、今回あえて第2弾という形で質問させてもらいました。これをもう早く進めてほしいとかそういうことは言いませんけれども、引き続き続けていってもらいたいと思います。

最後にですね。飼い猫に対しての避妊補助は、できないでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（武田博君） はい。飼い猫に対しての補助はハードルが高いと思います。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 自分も質問しながら、これは厳しいかなと思いながら質問しているわけですが、きちんと家の中で一緒に猫と生活されている方も多いです。しかし、ちょっとした隙間に野良猫との間に子どもができたという話も多く聞きます。猫にとってはもうごく自然のことだと思いますけれども、それも望まれない子猫の誕生につながります。まず、飼い猫から進めていけば、いくらかでもそういった子猫の減少につながってくるのではないかと思いますけれども、ハードルが高いのはいろんな規制があるのは猫に対しては、特に分かります。ただ、対策の一つとして、何か抜け道、という言い方はよくないかもしれませんが、何か対策ができれば、そういうのも検討していってもらいたいと思います。もう補助金についてはいろいろな基準もあると思いますけれども100人が100人全てに当てはまるものではないと思います。そこをある目的のために支払われる交付金が補助金であるならば、

そこも踏まえて、ぜひ検討してもらいたいと思っております。もうできれば、猫対策についての質問の第3弾はしなくて済むようにしてください。お願いします。

ちなみに、もうこれ課長も十分ご存知だと思いますけれども、これ町長もご存知だと思いますけど、愛媛県の松山市では、狩猟された犬や猫ができる限り殺処分にならないよう引き取った動物の返還と適正な譲渡に努めて、飼い主や市民の動物愛護意識向上に取り組むとともに、老朽化した現在の動物収容施設を移転し、市内中心部に位置する松山総合公園内に新たな動物愛護施設の整備、これはもう令和5年度末には完成予定だそうです。を進めるため、ふるさと納税型のクラウドファンディングで、動物愛護のための寄附を募っております。そのような中多くの支援をいただいたおかげで、猫不妊去勢手術補助事業を大幅に拡大することができて、今後も飼い主のいない不幸な猫を減らすため、補助事業の継続が重要だとの報告も上がっております。また新しく地域猫活動の支援をすることで、猫に起因する猫の問題の解決に取り組んで、人と動物がともに安心して暮らせるまち松山。これを目指して今後もクラウドファンディングに挑戦するとの報告も上がっています。このプロジェクト内容に関しては、1、猫の不妊去勢手術の補助を充実。2、地域猫活動を支援。3、動物愛護の啓発。などが謳われております。問合せだけは、松山市保健所生活衛生課となっておりますので、決して怪しい団体でもなく、市全体で取り組まれています。大きい市だからできるのではなく、先ほども言いました、空き家等を利用することで南関町だからこそできることもあると思いますので、このクラウドファンディングについては南関町でも大いに参考になると思うので、ぜひ検討していただければと思っております。ほかにも、大きいところでは大阪市、名古屋市など、まだまだたくさんあります。近いところでは隣の佐賀県もトップが指揮をとり、しっかり取り組んでおられます。あとはトップの思い入れ次第だと思いますのでぜひよろしくお願いします。

それではまともに入ります。すばらしい町にしますとか、皆を幸せにしますとかそういった思いはあるにしても、執行権を持つ行政の立場ではない以上、私がそういうことは言えません。ただ町民の方一人一人の思い要望を聞き、その上で行政に提案することはできます。今私は自分の声で話していますけれども、私の後ろには困っておられる方の町民の方たちがおられます。その人たちの声として聞いてもらいたいと思っておりますけれども、大きいことも大事ですけれども、他の人が気に求めないような、ささいなことであっても本当に困っておられる方がおられれば、そこに対応していただければ、そこに対応していただければ、日頃から言われている、住んでよかったまちづくりにつながるのではと思っております。今後のまちづくりに大いに期待して私の質問を終わります。

○議長（立山秀喜君） 以上で、8番議員の一般質問を終了しました。

ここで、10分間休憩したいと思います。

—————○—————

休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でありましたので、これを続行します。

続いて、1番議員の質問を許します。1番議員。

○1番議員(福山美佳君) こんにちは。1番議員、福山です。本日は二つの質問をいたします。

一つ目、質問事項「町の情報発信について」

1、公式LINEの導入及びホームページのリニューアル後に改善された点。情報提供等の現状、今後のホームページの活用方法の予定について尋ねる。

2、町のイベント情報や、住んでよかったプロジェクト等の情報発信は、情報を得たい人に効果的に提供出来ているか、町の見解を問う。

3、SNSについては、地域間の競争が激化し、戦略的に情報発信を行う必要があると考える。他自治体でも導入しているところがあるが、住民と協働で情報発信をしていくことに対して町の考えを聞く。

二つ目の質問です。「産後ケア事業について」令和3年度から産後ケア事業の実施が市町村の努力義務となり、令和4年度時点で、約84%の市町村で実施されているが、今後、わが町でも実施する予定があるか尋ねる。

この後の再質問は自席にて行います。

○議長(立山秀喜君) 1番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長(佐藤安彦君) 1番福山美佳議員の「町の情報発信について」の質問にお答えいたします。

まず、1「公式LINEの導入及びホームページのリニューアル後に改善された点、情報提供等の現状、今後のホームページの活用法の予定について尋ねる。」にお答えします。

町ホームページは、平成14年3月よりスタートし、平成18年度、平成29年度に一部見直しを行ったものの、デザイン性や機能の面で使いにくい等のご意見もあっておりました。また、ホームページを閲覧していただくための端末も、パソコンのみだけでなく、スマートフォンやタブレット端末での利用が主流となってきており、利用者が閲覧したいと思っただけのデザインや使いやすいシステムの構築が必要であることから、昨年度業務委託によりホームページのリニューアルを行い、併せてより身近なツールであるLINEによる情報発信を行うこととしました。ホームページのリニューアルを行うにあたって、業者に求めた事項としましては、町の魅力、特色を町内外に効果的に発信できることや、利用者が必要とする情報に簡単にたどりつき、必要とする情報を提供できること、職員の誰もが簡単に情報を掲載、更新できること、公式LINEやSNSとの連携を考慮した機能を持たせること等が挙げられます。このように利用者側からも情報提供者側からも利便性は格段に向上しているのではないかと考えております。また、定期的にホームページ運営委員会及び連絡員会議を開催し、改善すべき事項については協議を行い、迅速に対応できるような体制を整えております。

次に、2「町のイベント情報や、住んでよかったプロジェクト等の情報発信は、情報を得たい人に効果的に提供できているか、町の見解を問う。」にお答えします。

町のイベント情報などを、防災行政無線や町の公式LINEにより住民の方に周知を行い、町内外の方への周知としては、町のホームページや南関町、大牟田市、荒尾市、長洲町の情報を発信することができる愛情ネットにより情報の周知に努めております。また、住んでよか

ったプロジェクト推進事業の情報につきましては、町のホームページで周知のほか、熊本県移住定住ポータルサイトや熊本県空き家バンクサイトなどに掲載し、南関町に興味を示していただいた方への情報周知を図っています。そのほか、有明広域行政事務組合が行っている荒尾玉名結婚サポートセンター「KOIBANA」登録会員などへの情報提供により、移住定住の推進を図っているところです。

最後に、3「SNSについては、地域間の競争が激化し、戦略的に情報発信を行う必要があると考える。他自治体でも導入しているところがあるが、住民と協働で情報発信していくことに対して町の考えを聞く。」にお答えします。

町からの情報発信は、今申しました町のホームページ等での周知を行なっておりますが、そのほかに南関町の魅力を多くの方に周知するために、南関町の観光地や店舗等の情報を掲載した「なんかん観光ガイド」を昨年度導入しており、事業所の方とともに情報の内容を充実させ、町の観光情報や魅力を周知していきたいと考えております。また、南関町のマスコットキャラクター・なんかんトッパ丸や町の地域おこし協力隊のインスタグラム等での充実した町の情報発信、更には、町民の皆様、南関町に繋がりがあられる方など、より多くの方に町情報を発信していただきたいと考えております。

次に、「産後ケア事業について」「令和3年度から産後ケア事業の実施が市町村の努力義務となり、令和4年度時点で、約84%の市町村で実施されているが、今後、わが町でも実施する予定があるか尋ねる。」の質問にお答えいたします。

産後ケア事業は、出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てのできる支援体制の確保を行う事業で、内容としましては、出産後1年以内の母子であって、産後ケアを必要とする者に対して心身のケアや育児のサポートなど、きめ細かい支援を実施するものです。実施の方法としては、一つ目に、病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供、心身のケアや育児サポートを行う宿泊型、二つ目に、日中、実施施設において、個別または集団で心身のケアや育児のサポートを行う通所型、三つ目に、実施担当者が利用者の自宅を訪問し、産後ケアを行う訪問型があります。南関町は現在、産後ケア事業は実施しておりませんが、取り組みとしましては、母子健康手帳の交付時に保健師、助産師等による面談を行い、体調、不安や心配事、出産場所、産後の支援体制の聞き取りをしております。また、妊娠8か月頃、訪問等により出産後の育児や体調管理のための相談や情報提供を行っています。出産後は、生後2か月頃に赤ちゃん訪問を行い、産後の健康状態や育児の悩み、心配事への支援をしています。また、随時、電話相談、家庭訪問を行い、お一人お一人に寄り添い、きめ細やかな支援を心掛けるとともに、必要に応じ関係機関との連携を図り、個別に丁寧な支援を行うことで、産後ケアの役割を果たしていると考えております。しかしながら、多様化する子育ての環境の中で、出産後の育児、家事等の支援者のいない方、心身の問題を抱えている母親へは、宿泊型の支援のような体制の整った施設での手厚い支援も必要であると考えており、それを利用する際の経済的な支援も併せて必要であると考えております。今後は、すでに産後ケア事業を開始している自治体の取組みを参考にするとともに、令和5年3月より開始した、伴走型相談支援事業で行っておりますアンケート内容により、ニーズを的確に把握し、より実情に沿った支援体制の構築に努めて

参ります。

以上、お答えしまして、この後の質問については、自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長がお答えします。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） まず1 番、町の情報発信についてなんですけれども、ホームページのリニューアルを業務委託した業者はどこになるか、お願いします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） はい。株式会社有明ネットコムでございまして、大牟田市に本社がございまして。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） その業者は、ほかにどこの自治体のホームページの業務委託を受けてるのか、お願いします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） はい。近隣で申しますと、荒尾市、柳川市がこの業者に委託をしております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 業務委託してから、業者との会議や打合せは現在も行われているのかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） はい。定期的に意見交換は行っております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） ホームページのリニューアル後に、利便性が格段に向上した点、具体的に聞かせていただきたいです。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） はい、利便性が向上した点としましては、キーワード検索が可能となりました。キーワード検索といいますのは例えば、子育てでいえば、「子ども」とかいうキーワードで、いろんな情報が出てくるというようなところで、これまでのホームページ上では、きちんとした事業名とかを打ちこまないとその事業にヒットしなかったんですが、その辺は向上しております。それと、原則3 クリック以内での情報への到達というところを目指しております。最大5 クリックまででたどり着くというようなことが可能となっております。それと、先ほど町長答弁にもありましたが、情報の更新が容易となったということは、改善した点だと思っております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 先ほど答弁の中にもありました。職員の誰もが簡単に情報を掲載、更新できるようになっているのか。現状をお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） ホームページの公開基準というのがございまして、実際ホームページは各課に、各所属長がホームページの管理責任者という立場にあります。軽微な記事につい

ては、所属長の判断で公開ができるというようなことしております。ただ町長までの決裁が必要な分については町長までの決裁を行い、そのあと、ホームページ上にアップするということなどで、記事の掲載等についても格段に、これまでよりもスムーズにできる体制は整えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 以前よりも、更新だったりとかがしやすくなったということは、すごく大きな変化だと思います。行われているホームページ運営委員会、連絡員会議のメンバーについてと、会議の開催は何回ほど行われているのかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） ホームページの運営委員会のメンバーは、ホームページの管理責任者である各課の所属長、課長、それと運営委員さんについては、各課から1名ずつを選出をいただいております。会議の開催に次の頻度については、必要に応じてということで開催しております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 必要に応じてとは、大体1年間でどのぐらい必要に応じた回数になるんですか。例えば前年度とかだったら、その、必要って思った時はどういう時に必要に会議をするに至るのかなというところを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 必要に応じてというのは、例えばシステム上で、掲載の手順とかを見直したり、それとか、ホームページの例えば貼り付け方を見直す必要があるとか、そういったときに開催をするということになります。年間で言いますと、3回から4回ぐらいではないかと思います。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） その会議によって改善した事項ですね、例えば見やすくなった、こういうところが改善されたっていうのを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） まず、改善した点は先ほど申しましたが、掲載の手順を簡素化したというところは大幅に見直した点です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） ホームページを見ると、先ほど言われていたんですけども、3クリックを目指しているということで、最大でも5クリックっていうふうに今言われていたんですけども、町のホームページ見ていると、例えば「子育て支援」っていうワードを、町でどんな支援があるのかなと探そうと、「子育て支援」っていうところをクリックしても、その先自分の欲しい情報に行き着くまで、それこそ3回では済まないっていうぐらい、クリックしてまたスクロールも随分しないと、その情報に行きつかないっていうところだと思います。「子育て情報」っていうところから入る情報と「住んでよかったプロジェクト」の中の「子育て支援」。同じ「子育て支援」でも中身が全く違ってらるんですね。情報を得たい人には、役場の方はどれが何のプロジェクトとか、どれが何の支援っていうのを理解してるから、その答え

に行き着くまでにここでいい、って分かっているから分かるっていう。だけど、町民の方とか町外の方っていうのは、まずそれがどこにあるのかっていうのが分からないし、どのくりにあるのかも分からない中、ホームページっていうのを利用すると思うんですよ。なので、そのややこしいところを改善していくべきではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） はい。例えば住んでよかったプロジェクトの子育て支援部門がいろんなところに出てきていいと私も思います。やはりその辺は改善すべき点だと思いますので、そのような検討を今後していきたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 曜日だったりとか、時間を問わずにいつでも調べられるのがホームページのいいところなのかなって思うんですけども、例えば、今言った子育てのことはどこを見ればいいのか。例えば親の介護のことが気になったとき、今のホームページだとすごく探しづらいような感じがします。なので、南関町のホームページでと、ほかの自治体のホームページ、どれぐらい違うのかなって思っているところをちょっと調べてみたんですけども、徳島県の浪江町っていうところが、ホームページのトップ画面の一番上に「介護、福祉、子育て、教育」とか、目的別のアイコンを出してるんですね。そこにかざすと項目が出てきて、調べたいことに誘導してくれるようなホームページになって、あとはそのホームページはフェイスブックやT i k T o k、インスタ、ユーチューブ、ツイッターにも連携がされているっていう。あと、徳島県の美波町というところが、暮らしのガイドっていうところと、便利なサービスっていうのを分けて、目的別のアイコンを並べていて、そこが暮らしのガイドのほうが一番初めに、「結婚・離婚」っていうアイコンがあって、次に、「妊娠・出産」「子育て」続けていくつかアイコンがあって、「福祉・介護」っていうアイコンと最後に、「お悔やみ」っていうアイコンが出てきて、人生の流れに沿ったような、順番のアイコン表示になっててすごく見やすいので、よければ参考にとというか、ちょっと南関町に合うヒントがあるかもしれないので、見ていただければなと思います。情報提供のツールとして使われている防災無線を付けている世帯数が何%ぐらいなのかということと、公式L I N Eの友達登録者数と、愛情ネットの登録者数をお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 防災無線の普及率といいますのが、一応設置数が今、2,400世帯ほどございます。普及率としては約60%ということになっております。それと公式L I N Eについては、今登録者が1,060人ということになっておりまして、割合としては11%のところなんです。愛情ネットについては、南関町で何人という、ちょっと把握ができないというのが現状でございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 今の愛情ネットは、南関町を受信設定しているのがどれくらいかというのも分からない状態ということですか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） そこがシステム上、ちょっとつかめないというところなんです。

- 議長（立山秀喜君） 1 番議員。
- 1 番議員（福山美佳君） 愛情ネットは把握ができないということだったんですけれども、公式LINEについてのついでには登録者数は、近隣の市町村と比べてどうですか。
- 議長（立山秀喜君） 総務課長。
- 総務課長（坂田浩之君） 玉名管内で言いますとやはり低いほうではございます。隣の和木町が35%と長洲町が32%、荒尾市が25%、玉名市が26%ということになってます。
- 議長（立山秀喜君） 1 番委員。
- 1 番議員（福山美佳君） この公式LINEや防災無線、愛情ネットへの町の最新情報の発信、リアルタイムの情報発信ですね。この三つで網羅できているのかなっていうところを尋ねます。
- 議長（立山秀喜君） 総務課長。
- 総務課長（坂田浩之君） 今は町が用意しているツールとしては、これになりますので網羅しているかと言われると、人それぞれの考え方にもよるのかなと思いますが、町からの情報発信としては、十分できているんじゃないかなと思ってます。
- 議長（立山秀喜君） 1 番議員。
- 1 番議員（福山美佳君） この情報を受ける側、提供される側から見ると、今の愛情ネット防災無線、LINE、っていうのがそれぞれで情報があったり、なかったり、重なったり、ばらついてるように感じるんですけれども、このことに関してはどうでしょうか。改善される予定とかはありますか。
- 議長（立山秀喜君） 総務課長。
- 総務課長（坂田浩之君） 一応、各所属長については防災行政無線で流した情報については、LINE、それと愛情ネットも同時に流してくださいというようなことは、伝えてはおります。ただ、各所属長の判断により、そこは例えば公式LINEには流すけど愛情ネットには流さないと、というようなところもございます。
- 議長（立山秀喜君） 1 番議員。
- 1 番議員（福山美佳君） 町民は防災無線をつければいいのか、公式LINEの友達登録をすればいいのか、愛情ネットに登録すればいいのか、また、防災で言えばハザードもあると思うんですけれども、これ全てに登録することを推奨されるということではよろしかったですか。
- 議長（立山秀喜君） 総務課長。
- 総務課長（坂田浩之君） それぞれ自分に合ったツールを導入していただければいいんじゃないかなとは思いますが。
- 議長（立山秀喜君） 1 番議員。
- 1 番議員（福山美佳君） 先日の日曜日、町の駅伝大会があったと思うんですけれども、この情報を防災無線では流れていたのは分かるんですけれども、イベント情報として、ほかに、どこでお知らせをしたのかを尋ねます。
- 議長（立山秀喜君） 教育課長。
- 教育課長（城野和則君） 町駅伝大会のことですので、教育課のほうでお答えをしたいと思います。防災無線のほかについては、広報なんかんの教育課日より「翠の風」のほうで、掲載を

しております。またホームページ防災無線ということで、今回については4年ぶりの大会の開催と、また、コースを大幅に変更しておりますので、「広報なんかん」については、QRコードを貼り付けて、コースについては新規コースでしたので、グーグルマップで確認ができるような工夫はしております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 教育課だよりでお知らせをされていたということなんですけれども、防災無線と教育課だよりの載ってるQRコードで地図が出てくるということで、やっぱ情報って、例えば駅伝大会、友達が出るから応援しに行こうかなと思ったときに、どこを探すかなというときにホームページを利用される方が多いと思うんですけれども、ホームページには、ほぼ情報がない状態だったと思うんですね。その辺の今後の改善というか、をちょっとお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） ご指摘のような部分でホームページについては、リンク等で地図が確認できるようなところはございませんでした。また私のほうにも大会制限をされている町民の方から、ちょっとコースが分からないというようなお声もお聞きしましたので、来年度そういった部分に向けては、改善、検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） やはり駅伝大会も以前に比べて、参加のチーム数も減ってるということですので、少しでも多くの方に駅伝を共有してもらうためにも、見つけやすい場所に情報を掲載するって、駅伝だけじゃなくてほかのイベントも同じだと思うんですけれども、情報提供に力を入れていってもらえればなと思います。改めてお尋ねしますが、町の今のホームページは情報を得たい人に提供するには、改善していったほうがいいって思うんですけど、今後改善していくということによろしいですか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） そのような町民の声というのもあるというところで、業者との打合せにもなって来ようかと思いますが、利用者の利便性を考えて改善できるところは、前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 南関観光ガイドの件の質問に入るんですけれども、いろいろな事業所が協力していいと思うんですね。この南関観光サイトってすごく見やすい観光ガイドになってると思うんですけれども、この観光ガイドを立ち上げたとき、このページを作るときって説明会か何かされていますか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。説明会につきましては、うから館のほうで事業者の方に来ていただきまして「こういったことで入力をしてください」と。「常に情報交換、公開、更新をしてください」ということで、伝えてるところでございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） その後観光ガイド、それぞれの事業所、店舗等ですね。利用ってい

うか、活用されているのか、充実していったのか、把握はされておりますか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。その内容につきましては、店舗のほうでやっていただけると、事業所のほうでやっていただくということを前提としておりまして、町のほうでも確認はしておりますが、もっとやっぱり充実させていかなければならないというところは思っているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 店舗のところでも写真をぱっと見たときに5枚ぐらいは、簡単に載せられるようなページの作りになってるんですけど、ほとんどの事業所、店舗等が1枚の写真しか付いてないんですね。多分最初に登録してそこから全然触れてないというか、やっぱり町が立ち上げたというか協力をあおったならば、南関観光ガイドっていうのをせっかく作ったんだったら、作って終わりではなくて、協力していただいて、見応えがあるものにしていったほうがいいんじゃないのかなと思います。それから、作った後から勉強会だったりとか、事業所の方と対話をするとか、観光ガイドをより魅力的にするために、時間を作られたことがあるのかお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。この観光ガイドについての勉強会といいますか、そういったことにつきましては行ったことはないです。ただ、どなたがその情報を見られても、やっぱり見やすい。そして、こういう情報があるんだということが分かりやすいようなことには、やっぱりしていく必要がございますので、その辺りはどんどん進めていきたいと思えます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） なんかんトッパ丸や、南関の地域おこし協力隊の情報発信の状況について尋ねます。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） 情報発信につきましてはトッパ丸につきましては、行事等を行った後にその情報を公開すると、更新するというふうにしておりまして、地域おこし協力隊につきましては、肥後琵琶、そしてフットパスということで、これは個人個人でやっているというのが現状でございます。自分たちの活動をそれぞれがその際に更新するという状況で進めております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） トッパ丸も南関町の発展のため地域おこし協力隊も、南関町の地域を興すために、やっぱりいると思うんですけども、なので存分に、町の情報の提供や魅力発信につながるようなものをしてもらいたいと思うんですけども、内容的にはその魅力発信につながっている内容に、現在なっているのかというのを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。南関町の魅力ということで、南関町全体を見たところでは、まだ達成されてないのかなと思ってるところです。結局、肥後琵琶に関すること、そし

てフットパスに関することということで情報発信をしているものですから、もっと町の全体の観光の魅力とか、そういうことになるようにつなげていきたいと思っております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 近隣の市町村ではこの SNS どのような発信をしているのか見られたことはありますか。把握されてますか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） いっぱい見たということはありませんけれども、少しは見ております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 例えば、どんなものがあるか分かりますか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） 和水町とかの地域おこし協力隊の SNS というところも見ております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 今言っていた、和水町の地域おこし協力隊のアカウントもすごく工夫して作られてあるんですけども、和水町の公式のふるさと納税のアカウントっていうのがあるんですけども、これもふるさと納税利用した方の投稿を引用して「おいしかったですよ」みたいな感じで投稿してるのを使っていたりとか、魅力発信にすごく力を入れてるな、ってちょっと見てみたら感じます。長洲町であったら、子育て支援センターのアカウントっていうのがあるんですけど「はぐくみ館」ですかね。があるんですけど、子育てに特化した情報を分かりやすくまとめてあって、これインスタグラムなんですけど、インスタグラム開いたときに写真だけがもうバーッと出てくるんですね。そこに見たい情報題名がもうバーッと乗ってくるので、すごく丁寧な情報発信を行っていると思いますので、ぜひ見てみてほしいと思います。南関町にも積極的に、町民が自ら町の魅力を発信している方がいます。グループだったりとか、個人だったり、例えば町民の方の情報を町に共有してもらい、町が確認してホームページでアップしたり、公式の SNS で発信したり、行政だけで手が足りないなら町民の方たちを巻き込んで、より多くの町内外の方に南関町の魅力を届けてみてはいかがでしょうか。業者に委託して情報発信を行っているところも多数ありますが、今言ったように、住民と共同で町の情報発信をし、町を盛り上げているところもあります。今の時代に合ったそれぞれの世代に合った、情報発信の仕方を行わないと、町の変化や、今行ってる町の努力っていうのも伝わりにくいと思います。ぜひ、町民の方たちも巻き込んでいってもらいたいと思いますが、このような考えに対してはいかがが思われますか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。ちょうどいい質問ですので、1 件面白い動きがありましたので紹介させていただきます。地方創生の政策アイデアコンテスト 2023 というのがありまして、これは経済産業省で行われておりまして、今月の 10 日前だったと思いますけど全国大会が行われます。それで、九州から 1 点、最優秀賞という、そういったことで選ばれた方がおられまして、その題材政策のアイデアのタイトルが「地域の特徴を生かして、広域防災の拠点へ、

すごいぞ、南関町」です。この方は日本で一番南関町を考える関西人ということで、宇都宮さんという方なんですけども、奥様が南関出身。今京都にお住まいで、提案されているのが、南関町の防災と特産品あたりを使ったまちづくりについて、今回全国場でこれを提案していただくことになりました。先日、役場に来ていただいて打合せをしたんですけども、南関町に住んでない方がいろんな知恵を持って、防災等町の特産品あたりを組合せた、そういったものを全国の9ブロックの中の、九州の代表で発表していただくことになりましたので、日本一になっていただければいいなというふうに思ってるんですけど、そういった、南関町とつながりのある方も、やっぱり行政だけじゃなくて、今議員言われたとおりいろんな方とつながりの中で、南関町のPRができればと思っておりますので、こういった形のつながりをしっかりと持ちながら進めていくことができればと思います。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 全国でということ、すごくありがたいことだと思いますが、南関町が全国的に名前が出るというのはうれしいことだなと思います。町民と共同で行っていく情報提供についてなんですけれども、協力してくれた人たちに報酬を払っているところもあれば、南関町にはないんですけれども、ポイントを上げているところで面白いところは「ありがとう」というふうに、表彰してあげるところとかもあります。たくさんやり方があると思うので町に合ったやり方で、どこに何を伝えるのか工夫して行ってもらいたいと思います。ホームページに関して、情報にたどり着きやすく誘導できているか、もう一度見直してほしいですし、SNSの発信については、戦略的に行ってほしいと思います。町の子育て支援や住んでよかったプロジェクト、最近でいうと住民提案型補助金、マルシェ補助金、町の歴史あるイベントや、ここ数年開催されているイベントなど、町の魅力は、まだまだもっと多くの人に発信できると思います。ぜひ、1人でも多くの人に周知して、町の魅力の肉付けに努めていただきたいと思います。こういった情報発信は、今後の町の発展を大きく左右するものだと思います。これで町の情報発信についての質問を終わります。

続いて、産後ケア事業についての質問を行います。産後ケア事業は、実施していないが、妊娠と出産、出産後の訪問など、支援の中で産後ケアの役割を果たしているところがあると、町は考えているということですが、妊娠8か月頃の訪問と、生後2か月頃の赤ちゃん訪問、誰が行っているのかというのを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（寺本由紀子君） はい。まず、伴走型支援による妊娠8か月の訪問、また赤ちゃん訪問についても同じですけれども、健康推進課内保健センターの保健師、また子育て世代包括支援センターの助産師看護師が訪問を行っております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 赤ちゃん訪問を生後2か月以外ではされているのかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（寺本由紀子君） 赤ちゃん訪問という形では2か月ですけれども、そのほかのかかわりとしては、その後3、4か月健診、それから3、4か月のすくすく教室、また、7、8か月健診、7、8か月児ののびのび教室と関わりを持っております。通常はこのような形

で、赤ちゃん、妊婦さん産婦さん、育児の対応をしますけれども、そのほかに、支援が必要な方については、その方に応じた家庭訪問を行っております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） その中で出てくる悩みだったり心配事の支援、具体的にどのようなことを行っているのかを尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（寺本由紀子君） 相談の内容ですけれども、1、授乳の仕方や排せつ、皮膚のトラブルといった育児に関することが多く、また、乳房の管理や睡眠不足といった産後の体調管理についての相談もあります。支援の内容は、保健指導、助言、カウンセリング的なことが主なものになっております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 必要に応じた関係機関との連携というふうに答弁であったんですけども、現在どのような関係機関と連携をされているのか尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（寺本由紀子君） はい。母親の体調の不調につきましては、一番に出産された医療機関につなげることが多いです。そのほか心のケアが必要な場合は、心理士につなげています。また、福祉課であったり保健所といったところとの連携も行っております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 先ほども出てきた伴走型相談支援事業と、今回質問している産後ケア事業は、どちらも妊娠、出産、子育てに関する支援を行う事業で、答弁いただいたように、どちらも産後のケアという役割は果たしていると思います。ただ二つの事業内容に違いがあると思いますが、その違いについてお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（寺本由紀子君） 伴走型相談支援は、妊娠から出産、産後の生活、育児まで、その場面ごとに、支援者がよそ寄り添い切れ目のない支援を提供するものでございます。産後ケアは文字通り、心身のケアのできる体制を整え、提供する事業であると考えます。伴走型相談支援と産後事業は共に連携をし進めていくべきものと考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 出産が終わって、大体5、6日ぐらいの入院を経て退院して、体も通常に戻っていない状態から、女性はすぐお母さんっていうわけなんですけれども、以前と違い、核家族が増える中、お母さんは多少のことは我慢するのが当たり前っていう風潮が長い間変わらず、いつの間にかプレッシャーを抱えて孤独に子育てしている方もいるのではないのでしょうか。3時間奥の授乳、おむつ替え、洗濯掃除、入浴、買い出し、気づけば、記憶がないほど忙しいのは、出産後のお母さんなら誰でも経験していると思います。待ち望んでいた我が子が誕生してうれしいはずなのに、いつの間にか疲れ切ってしまいます。担当課長にお尋ねしますが、子育て中、無意識に我慢とかしていませんか。不安になったことはありませんか。そのときどこに助けを求めていたのか、尋ねたいです。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（寺本由紀子君） はい。私、子育て自体は本当にもう、昔々の話ですので、育児休暇もなく、産後8週間で職場の復帰をしていました。職場、なかなかそれこそ、夜寝れなくても仕事に出ないといけないので、やはり泣き事を言うこともありました。そういうことを言うと「みんなそうやってきたんだから」と先輩に言われて、それからもう何も口に出しては言わなくなったのを覚えております。一番困ったのは子どもの病気で、頼っていたのは、同居する主人の母、それから実家の母、うちは町内におりますので実家の方に頼ってありました。その次ぐらいに主人がいたかなと思います。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○1番議員（福山美佳君） 今言われたように、やはり以前は、同居する家も多かったと思います。私も実際同居で、子どもが小さいときは主人のお母さんもいましたし、頼るところがあるんですね。いざというときは、家にいたり、町内の方だと実家が近くにあったりで、以前は女性は結婚後夫の家に入り、祖父母を囲む家族、そして近隣、隣近所と一緒に子育てをする環境というのが一般的だったと思うんですけども、現在においては実家から遠く離れた場所に住んで、御近所は顔見知り程度っていう状況はよくあることだと思います。実際南関町でも、もう既にそういう状態が起きていることだと思います。身近に援助を頼める人が少なくなり、母親が1人で抱え込んでしまうと、産後の体力回復が遅れる上に、産後鬱になってしまうケースもあります。時代とともに変化する子育て世代を取り巻く環境に、やはり考慮し、相談支援、伴走型の相談支援だけではなく、心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業の支援が、南関町にも必要だと思いますが、これについてはいかがか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（寺本由紀子君） ご指摘のとおりであるかと考えます。これまで南関町では、聞き取りにおいては、何らかの誰かしらの支援があって、皆さん解決をされていた場合が多かったと思いますけれども、今後は全く支援者のいないケースもありうるので、この方たちが安心して利用できる体制をつくっていくことが必要と考えます。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○1番議員（福山美佳君） 今年8月に、筑波大学などが全国の妊婦と3歳未満の子どもがいる母親1,000人に実施したアンケート調査があるんですけども、調査では約35%が「妊娠出産前後で健康状態が悪くなった」と答えています。更に、65%の人が「子育て中は、精神状態が悪化しても仕方がない」という意見に対して「とてもそう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えています。出産後、心が病んでしまうことに対して、一種の諦めのようなものを感じてしまう人も少なくない、ということだと思います。そして、子育てに関することでは、あくまで子どもが主役で、特にお母さんのことは基本的に後回しになっているのが、今までの世の中だったように感じます。今、政府では異次元の少子化対策を打ち出しています。その中では、産後ケアについても強化していくこととしています。自治体が行っている様々な産後ケアについて、国は、対象者を心身の不調または育児不安があるものなどとしていましたが、今年度から産後ケアを必要とするものと、実施要綱を改めています。希望すれば誰でも受けられることを明確にしていますが、この実施要綱について、町の見解を聞かせてください。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（寺本由紀子君） 国が対象者の定義を産後、心身の不調または育児不安等があるものから、産後ケアを必要とするものに改正したことに対して、利用する側にとってとても利用しやすく、支援者にとってもそれを進めやすい状況になっていると思います。ただ、それをその受皿が十分に確保できるかどうかは不明なため、支援の必要性の高い産婦が優先になるかと考えます。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 各自治体が実施する産後ケアは、一部補助があると思います。指定された施設で産後ケアを利用すると、補助分を差し引いた低料金で利用できると思います。調べたところによると、一般世帯だと、訪問や通所型だと、500円から4,000円程度。宿泊型のケアは、1泊2日につき6,000円から1万円程度とされていることが多く、非課税世帯になると無料や、一般世帯の半額以下の料金に設定しているところが多いようです。また、産後ドゥーラという専門職もあります。ドゥーラは妊娠中から産後も母親に寄り添い、心身のケアや育児支援だけでなく、家事もサポートしてくれます。熊本県内で各活動する認定産後ドゥーラと、近隣市町村でも専門職委託契約をしています。近隣市町村は、産後ケア事業を実施しているのか。また、どこの医療機関や関連事業所と委託契約をしているのか、把握されているのかお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（寺本由紀子君） まず、近隣の市町村ですけれども、荒尾市は宿泊型、通所型、訪問型、全ての実施がされております。玉名市は宿泊型、通所型、玉東町は宿泊型、訪問型、和水町は通所型、長洲町は独自の家事支援型を実施されています。委託事業者の医療機関につきましては、荒尾市の場合は、有明荒尾市立有明医療センター、または大牟田市の医療機関との委託契約をされております。玉名市については、玉名市内の病院、荒尾市の病院がホームページには載ってございましたけれども、今、荒尾市の医療体制が変わっておりますので、最新の情報については把握できておりません。玉東町は熊本市内でお産される方が多いので、熊本市内との委託契約をされているようです。把握できているのは、以上です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 先ほども申しましたが、2019年の改正母子健康法で、産後ケア事業の実施は各自治体の努力義務とされました。子育てする世帯の生活環境も、以前と比べて、全く変わっています。南関町も赤ちゃん訪問を実施しているからとか、委託先が確保できないからという理由で、産後ケア事業をしないという選択肢は、ないんじゃないのかなというふうに思います。支援を必要とする全ての方が利用できるように、委託先が確保できないという理由なら、提供できる体制をまず整備することから考えてほしいと思います。そして、県の協力が必要な場合はしっかり要望してほしいと思います。国が推進する産後ケア事業は、広域的な協力体制を構築し、結果、南関町のような参加がなく、事業所が不足している地域にとって、町と関係事業所、医療機関と連携ができる機会でもあり、より一層一人一人に寄り添うきめ細やかな支援につながると思います。町レベルの自治体でも、里帰り出産をされた方にも、産後ケア事業の支援が受けられたり、父親や上の子どもたちも利用できたり、取組が早いところは、それぞれ利用しやすいように実施しているところもあります。町内にも、訪

問看護ステーション、2箇所あると思うんですけども、その方たちのとも情報交換や意見交換を通して、南関町の子育てする不安なお母さんを助けていってほしいと思います。子育て環境を今よりもっとよくしていってほしいです。今、出生者数は減少傾向です。子は宝と町長よくおっしゃいますが、同時に出産するお母さんも宝だと思います。先ほど少し言いましたが、子どもに対する支援は多数あると思います。母親に対する支援は、今まで目が余り行かなかったのではないのでしょうか。産後ケア事業は、子どもの健康にもつながります。そして「産後鬱」よく耳にするワードだと思いますが、産後ケアの実施が、令和6年度末までの全国展開を目指すこととされており、実施が市町村の努力義務となった今、産後ケアの町での実施を家族の笑顔につながる事業として、今後検討して行ってもらえたらと思います。決して手厚い支援ではなく、環境の変化とともに、必要な支援です。以上で質問を終わります。

○議長（立山秀喜君） 以上で、1番議員の一般質問を終了しました。

ここで10分間休憩をとりたいと思います。

-----○-----
休憩 午後 15 時 02 分

再開 午後 15 時 12 分
-----○-----

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、2番議員の質問を許します。2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） こんにちは。2番議員の伊藤です。

まず、「県道5号大牟田南関線について」県主体の工事ではあるが、下記の3点について、工事が進まない具体的な理由と今後の工事の見通しについて問う。

1、新しい落合橋が出来てずいぶん経つが、落合交差点の工事が中途半端な状態になっている。交通安全上、右折しやすい交差点にする必要がある。

2、落合交差点から名護瀬（ヤマチク第二工場）までの区間で、歩道があつたりなかったりしており、交通安全上を整備する必要がある。

3、新しい落合橋の完成に伴い、八角目方面への道路の拡張工事がされているが、途中までで中断しておりその先の工事が進まない。

この3点について、具体的な理由と今後の工事の見通しについて、質問します。

続きまして、「農業経営の下支え策について」。肥料、資材、燃油等の高騰は続いており、農業者の経営を圧迫している。引き続き、農家の下支え策を行う必要があるが、今年度の南関町の下支え策は、昨年度と比較し極端に減少している。今年度も近隣の自治体では、「荒尾市農水産業エネルギー価格高騰対応支援金」、「和水町農業機械等補助金」などの事業を行っている。予算が厳しいことは理解するが、今後の農業経営の下支え策について問う。

この後の質問は自席にて行います。

○議長（立山秀喜君） 2番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 2番伊藤博長議員の「県道5号大牟田・南関線について」の質問にお答えいたします。県道5号大牟田・南関線は、熊本県の管轄でございますので、熊本県玉名地域振興局土木部にお尋ねし、回答いただいた内容でお答えします。

まず、1「新しい落合橋ができていぶん経つが、落合交差点の工事が中途半端な状態になっている。交通安全上、右折しやすい交差点にする必要がある」についての県の回答は、「本年度は、久重南自治会所有の神社境内地（82名共有地）などについて交渉を行っておりますが、種々の課題案件があり、合意に至っていないのが現状であり、引き続き、丁寧な交渉を行い、安全な道路の整備が出来るよう尽力して参ります。」ということであります。事業費につきましては、単県事業で取り組まれておりますので、用地等の合意がとれば、予算の組み替えも検討し、対応したいと考えておられているようで、地元の皆様方のご協力が必要かと思われれます。

次に、2「落合交差点から名護瀬（ヤマチク第二工場）までの区間で、歩道があつたりなかったりしており、交通安全上整備する必要がある。」にお答えします。

本区間は、20年程前に単県交通安全施設事業として、県道荒尾・南関線の歩道整備に取り組まれておりましたが、この区間においても、道路用地への承諾が得られず、中断しております。平成21年度に設計の見直しを行い、再交渉をされていますが、合意には至らず、県としては、これで一旦終了と判断されています。また、玉名地域振興局管内でも、南関町は、改良要望が多い地域であるため、この区間においては、まずは、県道大牟田・南関線を完了させてから判断したいと考えておられるようです。

最後に、3「新しい落合橋の完成に伴い、八角目方面への道路拡張工事がされているが、途中までで中断しておりその先の工事が進まない。」にお答えします。

平成24年度から取り組まれている県道大牟田・南関線の計画では、町道久重中線入口付近までを計画されており、平成25年度に計画設計に基づき、地権者説明会を開催されていますが、この時の交渉記録に「落合入口の改良が出来ていないのに途中の改良はありえない」と複数の方から意見が出ており、交渉が中断しております。その後も、個別に交渉されておりますが、現在行われている落合交差点の工事が完了しない限り、再度交渉に応じてもらえないとのことで、先に進めないようです。これにつきましても、地元の皆様方のご協力が必要であると思われるところであり、町としましても早期の事業完遂に向けて継続した県への要望活動を行って参ります。

次に、「農業経営の下支え策について」「肥料、資材、燃油等の高騰は続いており、農業者の経営を圧迫している。引き続き農家の下支え策を行う必要があるが、今年度の南関町の下支え策は、昨年度と比較し極端に減少している。今年度も近隣の自治体では、「荒尾市農水産業エネルギー価格高騰対策応援金」、「和水町農業機械等補助金」などの事業を行っている。予算が厳しいことは理解するが、今後の農業経営の下支え策について問う。」の質問にお答えいたします。

肥料、資材、燃油の高騰等においては、令和2年当初より日本国中に蔓延した新型コロナウイルス感染症及び令和4年2月に開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵攻などの影響から、日本の経済や農業にも大きな影響が出ています。農業分野においても、肥料や飼料を始めとするハウス資材・農業機械など幅広い資機材の高騰が止まらず、農業経営を圧迫し農業者にとっては非常に重要な問題となっています。このような厳しい環境が続く中、国や県では農林業者向けの「原油価格・物価高騰対策支援」において、施設園芸並びに各種施設に対

する電気料金の支援、消費拡大・飼料高騰・経営支援等の畜産関係に対する支援、肥料・燃料・農業資材に対する支援など、影響緩和・省エネ資機材等の導入等を目的とした支援策を継続的に行われております。各自治体においても、国・県の対策を推進しながら農林業の振興を図るため、農林業者を対象とした経営継続に向けた取り組み支援、生産体制の強化、所得向上・育成に対する支援、農林産物の需要喚起など、農林業の振興に欠かせない施策について、自治体独自の支援に取り組んでいるところであります。本町におきましても、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、負担軽減並びに地域経済の活性化を目的とした各種支援並びに農林業者を対象とした支援を行っているところであります。今後も国・県及び他地方公共団体の施策を鑑み、農林業の振興を図るための支援、対策をしっかりと実施していきたいと考えております。

以上、お答えしまして、この後の質問については、自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長がお答えします。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 追加質問します。今回上げた3点の工事ですけれども、計画からもう何十年と経過しております。未だに中途半端な状態で止まっております。それで答弁にありましたけれども、まず1の落合交差点の完了を待って、それが終わったならば、久重中区入り口までの工事、そのあと名古屋までの歩道というような順番だと理解しましたけれども、とにかく落合交差点が完了しないとほかの工事は進まないという認識で間違いはないでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。今おっしゃったとおり県のほうからはそういうふうにお答えをいただいております。県でも限られた予算を効率的に、集中投資する必要があるということで、まずは落合交差点を先に取り組みたいということでご意見をいただいております。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） そうなるとネックになっているのが落合交差点の件ということになりますけれども、落合交差点の件で地元の方に確認しましたが、久重南の自治会所有の神社境内地82名の共有地の課題は、何かもう解決に向けて合意できた、というようなことを聞いております。答弁で、種々の課題、案件があり合意に至っていないとありましたけれども、合意に至っていない地権者はあと何件、どのような理由で解決できないのか。お聞きします。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。これにつきましてはちょっと個人情報でありますものですが、県のほうからは、詳細に答えをいただいております。多分複数名の方が該当されてるのかなというのは判断できることと思いますが、その内容につきましても、おっしゃってある通り種々ってということで、その方、その方でいろんな条件が出されてるんじゃないかということ、思われます。それ以上のことはお答えをいただいておりますので、これぐらいしか答弁することができません。申し訳ありません。

○議長（立山秀喜君） 2番委員。

○2番議員（伊藤博長君） そうなると地権者の数とか、そういうのも把握できないということですか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。町道で私どもが動いてるものでありますならば、情報を持っていますので、お出しすることができますけども、あくまで県が主導で動いておりまして、これから先については私どもの用地係も全然、担当として入っておりません。用地交渉に、県独自で行われていますので、どこまでどうなったかというのが、私どもほとんど手に入れておりません。スタートした時点では、この方、この方がいらっしゃいますよ、ということはお伺いしておりますけども、それ以降については県が独自で交渉されてますので、あと残ってる方がどなたっていうのは、大変申し訳ありませんが、私ども把握するすべはございません。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 県の管轄なのでお答えできないということなんで、もうそれ以上聞くことができないんですけれども、いずれにしても、こういった工事は地元の方のご協力がなければ進みません。で、この3点の工事については地元の関心も高いということがありますので、再度、1日も早く地権者の方のご理解を得ながら、県に対し再度働きかけを行ってほしいと思います。どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 今のご意見については私どもも十分理解しておりますので、町長にもお願いして、振興局のほうには強く要望を毎年していただいておりますので、引き続き要請をしていきたいと考えております。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。今回の一般質問で、この道路の件について質問いただきましたので、今回伊藤議員の要望と言いますか、地元の要望でもありますので、私のほうも建設課長と振興局のほうに伺って、こういった要望があつてということでお伝えして、早期完成できるようなことを改めて要望していきたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） ぜひともよろしくをお願いします。

続きまして、「農業経営の下支え策について」ということで、肥料、資材、燃油の高騰、畜産では資料の高騰ということが、もうずっと続いております。農家を取り巻く環境はもう冬どころか吹雪の状態だと思っております。特に心配するのが若手農家で、少しでも付加価値を上げようと、耕運機を導入して施設園芸をやっている農家が多いというような状況です。で、一方若手農家は結構、機械を買ったりとか経営の基盤が脆弱で、お金のかかる子育て世代というようなことがあります。若者世代をいかに支えるかっていうのは、もう町の宝でありますので、優先して行うべきではないかなというふうに思っております。今年度、荒尾市で燃油価格高騰対策支援金事業を荒尾市でやっていて、今年度、南関町ではやっていないと思えますけれども、この違いは何でしょうか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい、令和2年度からコロナの調整交付金を活用して、いろんな分野において農業関係の支援を行ってまいりました。昨年度については、やはり燃油高騰等もありまして、それに対する支援金ということで、コロナ交付金を活用した上で昨年度、支援を行っ

ているところです。今年度もいろいろな交付金、補助金を模索しておりましたが、今のところ交付金関連で燃油高騰対策に向けての支援が今はできてない状態です。今後、新たな交付金、補助金等の活用が見込まれる事業がありましたら、即対応いたしたいと考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 去年は結構、いろいろ農業に対する支援というのが充実していたというふうに思っております。今年がもうコロナの予算とかがないんで、燃油価格高騰、ほかの対応ができてないということですかね。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい、町の予算、考えればそういうことになります。ただ、国県の燃油高騰対策、物価高騰対策に対応するような事業は行われておりますので、各農業者さんの形に沿って交付金の提案等ができれば、利用していただきたいと考えております。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 国や県の燃油価格高騰の対策っていうのは、何か今年度は私が調べた限りあまりやられてないと、国民全体で検討されたり、トリガー条項の解除とか凍結解除とか、そういったことを検討されておりますけれども、トリガー条項については、あれはガソリンと軽油が対象で重油とかは対象外なんで、農家の耕運機とかについては、あれが解消しても改善されないというような状況になるかと思えます。

続きまして、和水町の農業機械等補助金事業は、個人の場合、事業費の20%限度額が100万円。法人や営農組織の場合は限度額が200万円で、南関町でいうと高度化推進事業ということに当たるかなというふうに思うんですが、個人法人に関係なく事業費の30%限度額が40万ということで、大きく差があります。住民の皆さんは近隣の自治体と比較して、南関町は少ないというふうに言われます。和水町の農業機械等補助金の事業の予算っていうのは、どれくらいの規模でやられてるか、分かれば教えてください。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい、今ご質問の和水町の農業用機械等整備事業につきまして、今年度の予算は330万円です。昨年度までは1,000万を超えるような事業をやられてたんですけど、今年度から300万程度に変更されております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 和水町が300万ということは、例えば、限度額が100万の対象になる機械を購入されたとすると、もう3年で終わりということになりますかね。今年度は南関町も300万でしたか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい。今年度南関町の予算につきましては200万です。ただ、令和4年度の交付税措置において、補正予算にて230万円程度を計上いたしておりますので、今年度の前倒しという形で対応させていただいております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 今年度の前倒しが230万で今年度200万ということで、計43

0万という回答になると理解していいですかね。はい。また例年だと高度化事業の補助金の申請は11月末に、もう締切りというようなことであってましたけれども、今年は来ておりません。この辺はどうなってるんでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい。すいません。毎年度11月いっぱいを目途に、次年度の要望調査を行っているところでありますけども、今経済課のほうにおいて基盤整備と一体となった担い手の集積を行いながら、地域営農組織の立ち上げ、育成法人化を今推進しているところです。それに見合った今後の農業機械の共同購入、高度利用に対して、補助率、補助内容の充実を図るために、今検討をさせていただいているところなので、それが確定次第、要望調査のほうを行いたいと思っております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 今見直し中ということみたいですが。共同利用の補助率、共同利用で機械を購入した場合の補助率を上げる、みたいなことなんですかね。あと予算規模はどんな感じでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい。先ほどからのご質問の続きですけども、基本的には、やはり農業生産組織、新規就農者に対して手厚く補助を行っていきたいと考えております。予算規模については、今後協議を重ねていく予定といたしております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） その高度化の申請の時期っていうのは、どのようになるんですか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい。来年度の高度化の要望調査におきましては、今後、内容が固まり次第、委員会、全協なりでご説明をさせていただいた上で、要望調査を行いたいと思っております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 別の質問になりますけれども、耕作放棄地対策とか、竹林整備の対策とか、例えば竹の粉碎機、ラジコン式の草刈り機とか、高度な機械を町で保有して住民の皆さんに貸し出すというような事業ですね。実際に和木町では、竹の粉碎機を町のほうで保有して住民の皆さんに貸し出すというようなことをされております。この辺について、検討していただけないでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい。和木町に限らず、ほかの各自治体でも機械を保有されているところはあるかと思えます。以前から、そういうお話がございましたので、町のほうでもいろいろと検討を重ねてきましたけども、やはり町が機械を持って貸し出す、基本的に機械のメンテナンスが必要になってくるということで、JAさんともいろいろ話を進めた経緯もありますけども、今、南関町ができることっていうことで、今年度から竹の粉碎機等に関してのリース代の補助ということで、各個人さんがリースをされた部分に対して補助を行っているところです。以上です。

- 議長（立山秀喜君） 2番議員。
- 2番議員（伊藤博長君） 個人が高額の機械を購入されてリースにかけて、そのリース代を補助するということですかね。そのリース代の補助率ってどれくらいなのでしょう。
- 議長（立山秀喜君） 経済課長。
- 経済課長（田口 明君） はい、個人がリース業者からリースされた金額の2分の1を補助する制度を行っております。以上です。
- 議長（立山秀喜君） 2番議員。
- 2番議員（伊藤博長君） 高額の機械なのでリース代を補助するというようなことで、実際、そういったものを活用されてる事例はありますか。
- 議長（立山秀喜君） 経済課長。
- 経済課長（田口 明君） はい、今年度の粉碎機あたりのリース事業始めましたけど、今のところ申請は上がっておりません。以上です。
- 議長（立山秀喜君） 2番議員。
- 2番議員（伊藤博長君） 申請が上がってないという理由は何だとお考えでしょうか。
- 議長（立山秀喜君） 経済課長。
- 経済課長（田口 明君） 粉碎機については、やはり個人でお持ちの方も数件ございます。そういうやつを、借りられてる方もおられるかと思います。ただ粉碎機を使って竹林整備が行われている方っていうのが少ない状況にあるのではないかと考えられます。以上です。
- 議長（立山秀喜君） 2番議員。
- 2番議員（伊藤博長君） はい。ちょっと違う質問に行きます。経済課で農林業に関するふるさと納税の寄附金は、どの程度使われてるのでしょうか。
- 議長（立山秀喜君） 経済課長。
- 経済課長（田口 明君） はい。ふるさと寄附金の経済課部門への充当ということだと思えますけども、基本的にふるさと寄附金の使途といたしまして、南関町まち・ひと・しごと創生推進事業に位置づけられた事業という中の、産業振興事業というのが、経済課部門に当たるかと思えます。昨年度は350万円程度、以前においては、加工品開発センターの備品購入費等にも利用をさせていただいております。以上です。
- 議長（立山秀喜君） 2番議員。
- 2番議員（伊藤博長君） 昨年度350万円程度ということなんですけど、去年のふるさと応援寄附金は確か1億4,000万ぐらいだったと思いますけれども、全体で町が使える予算は多分5,000万ぐらいだと思います。そのうちの350万が農林部門に来たということですかね。ふるさと納税の使い道というか使途です、これ以前質問したことあるんですけども、もうちょっと具体的に耕作放棄地対策とか、竹林整備の対策とか里山保全活動をやるというような、ただ単に、産業振興に充当するじゃなくって、もうちょっと使途を明確にして、魅力ある使途にすると、ふるさと応援寄附金の額も上がってくると思いますんで、その辺の工夫をされたらいかがでしょうか。
- 議長（立山秀喜君） 伊藤議員、ちょっと質問の趣旨と若干ずれてるような感じがしますけど。

- 2番議員（伊藤博長君） いや、要は…
- 議長（立山秀喜君） 農業経営の下支え策ということで、ふるさと納税のあれとは若干、ちょっと違うような。
- 2番議員（伊藤博長君） いやいや、下支え策で高額の機械とか、そういうリース額の補助とか、そういったのを増やすためにも、もうちょっとふるさと応援寄附金を利用されたいかがかなと思って質問しております。なので、ずれてはいないと思っておりますけれども。
- 議長（立山秀喜君） それは別のほうじゃないですかね。
- 2番議員（伊藤博長君） そうですかね。そうですね。そしたら、はい。
- 議長（立山秀喜君） 2番議員。
- 2番議員（伊藤博長君） とにかく今、農業を取り巻く環境というのはもうすごく厳しいです。若者、若手農家がリタイアしないような対策とか、そういったのをきめ細かにやってないと今後、経済課長は営農組織と言われますけれども、営農組織をつくるところで、若者がいなかったら、もう年寄りばかりの組織になってしまいますよね。私はやっぱり、若手農家をいかに確保するか。例えば親元就農で、実家に土地があって就農したいけれども、今の農業の厳しさから言って就農できないということで諦めるとかですね。そういう話も聞いております。今こそ、そういった親元就農に対する補助金っていうのは今一切ないような状態ですね。で、そういったいかに若手農家を確保するかというようなことにですね、もうあと5年もすれば、農業を取り巻く環境は変わってくると思いますんで、もう待ったなしでこの5年間、農業の振興、特に若手農家の確保というようなところに、力を入れて行ってほしいなというふうに思っております。以上で質問を終わります。
- 議長（立山秀喜君） 以上で2番議員の一般質問を終了しました。
- これで本日の日程は全て終了しました。
- 明日6日は午前10時に本会議場にご参集ください。
- これにて散会します。
- 起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----
散会 午後15時53分